

令和4年第2回太子町議会定例会（第497回町議会）会議録（第1日）

令和4年2月24日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 8 議案第2号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第9号）
- 9 議案第3号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第4号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第5号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第6号 令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第7号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 14 議案第8号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 15 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（太子陸橋舗装修繕工事）
町長施政方針
- 16 議案第10号 町道路線の認定及び廃止について
- 17 議案第11号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第12号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第13号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第14号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第15号 令和4年度兵庫県太子町一般会計予算
- 22 議案第16号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 23 議案第17号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 24 議案第18号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 25 議案第19号 令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 26 議案第20号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 27 議案第21号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

- 8 議案第2号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第9号）
- 9 議案第3号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第4号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第5号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第6号 令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第7号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 14 議案第8号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 15 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（太子陸橋舗装修繕工事）
町長施政方針
- 16 議案第10号 町道路線の認定及び廃止について
- 17 議案第11号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第12号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第13号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第14号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第15号 令和4年度兵庫県太子町一般会計予算
- 22 議案第16号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 23 議案第17号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 24 議案第18号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 25 議案第19号 令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 26 議案第20号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 27 議案第21号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
9番	堀卓史	10番	首藤佳隆
11番	清原良典	12番	井村淳子
13番	藤澤元之介	14番	中島貞次

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	竹田早紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	杉原勝由
教育長	楢野正樹	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	嶋津一弥	経済建設部長	松谷真利
教育次長	栗岡正則	財政課長	佐々木信人
監査委員	村瀬敏紀		

議長挨拶

○議長（中島貞次） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

吹く風はまだ冷たい日が続いておりますが、春の息吹を感じる季節となってまいりました。議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和4年第2回太子町議会定例会（第497回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

今期定例会では、令和4年度本町行政の根幹となる当初予算をはじめ、補正予算、人事、契約、条例の制定など、多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくことになっております。このコロナ禍、特に議会としましても住民が希望を持って安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、政策提言機能やチェック機能の充実に取り組むなど、3万4,000町民の負託に応えてまいる所存であります。令和4年度の町政運営の方針につきましては後ほど町長から説明がございまして、会期中には新年度予算審査のための一般会計予算委員会の設置も予定されているところであります。議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

令和4年第2回太子町議会定例会（第497回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

寒さも幾らか緩み始め、春もようやくすぐ目の前に来ていると感じられる今日この頃でございますが、議員各位におかれましては、何かと御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っておりますこと、感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況は、感染力が非常に強いオミクロン株によりいまだ感染拡大が続いており、冬に感染の急拡大があった昨年同様に基本的な感染対策を怠らず、引き続き感染収束に向けた取り組みの徹底が求められ、住民の皆様のご生活は制限を余儀なくされている状態が続いております。本町におきましては既に3回目のワクチン接種も始めており、引き続き多くの方々に積極的な接種をお願いしてまいりますとともに、少しでも皆様の不安を取り除けますよう町職員一体となりまして、今後も新型コロナ対策に係る諸施策に取り組んでまいる所存でございます。

さて、今期定例会におきましては、人事に関する諮問案件1件、令和3年度補正予算案件7件、令和4年度当初予算案件7件、契約案件1件、その他案件1件、条例案件4件、また後日追加で提出させていただき予定の条例案件3件の合わせまして24件の議事につきまして御審議をお願い申し上げます。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~

（開会 午前10時04分）

○議長（中島貞次） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第2回太子町議会定例会（第497回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

なお、本定例会の会期中、自席での発言は新型コロナウイルス感染症予防対策の一環で全て着席したまま行いますので御留意ください。また、室内換気のため、適宜休憩を挟みながら議事の進行を行っていく予定としておりますので併せて御留意ください。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中島貞次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、首藤佳隆議員、清原良典議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（中島貞次） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの30日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月25日までの30日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（中島貞次） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等21件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和3年度12月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち村瀬敏紀監査委員には本日のみ、福井照子町民課長、大谷康弘生活環境課長、北陽一郎社会福祉課長には定例会4日目の会議のみ出席を求めておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（中島貞次） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、12月22日、12月28日、1月11日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

日程第5 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告

○議長（中島貞次） 日程第5、総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。
本案について委員長の報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告書を読み上げる形として報告させていただきます。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

1、調査事件。空き家対策について。

2、調査年月日。令和3年6月9日（水）から令和4年2月10日（木）の間で計9回。

3、調査目的。人口減少、少子高齢化等により、全国的に年々空き家が増えており、太子町も例外ではない。防災、防犯、衛生面や景観等の観点からも、適正に管理されていない空き家・空き地が増えないよう早めの対策を講じる必要があるため、現状と課題を洗い出し、対策等について調査研究する。

4、調査の経過。調査中の課題について、以下のとおり報告する。

調査詳細項目。

現状と課題。

平成30年度の住宅・土地統計調査によると、全国の空き家率（総住宅数に対する空き家数）は13.6%であるのに対し、太子町の空き家率は7.3%と低くなっている。しかし、自治会を通じて実施された町内空き家調査においては、令和元年10月時点では361戸であった空き家が、令和3年3月時点では434戸と約1年半で1.2倍に増えており、団塊の世代の高齢化に伴い、今後さらに空き家が増えるの見込まれる。特に昭和40年代に開発された分譲住宅地では高齢化が一斉に進み、同時期に地域全体に空き家が発生し、地域コミュニティーの維持を阻害し、地域活力が低下するのではと危惧される。太子町においては、平成28年に空き家等の適正な管理を目的として「太子町空き家等の適正管理に関する条例」を施行、令和2年3月に空き家等対策の基本的な考え方や方向性等を示すため「太子町空き家等対策計画」を策定している。また、危険空き家等除却費補助事業や空き家活用支援事業の実施、太子町空き家・空き地バンクの設置など、空き家等に対する施策を講じているが、これらの制度の活用を促進するだけでは空き家の増加を抑制することは困難である。空き家が増える要因としては、相続者の多様な事情、相続問題、市街化調整区域における様々な制限、節税目的等があり、空き家の増加を抑制するためにはそれぞれに適した対策を打つ必要がある。また、空き家の増加に伴い、管理不全な空き家も今後増えることが予測されるため、町内居住環境への影響、良好な地域コミュニティーの継続等の観点からも管理不全な空き家が増える前に行政として手だてを講じる必要があると考える。

5、調査の結果。

結論及び提言。

空き家対策については町内4地区別に見ると、法令上の制限や所有者等の利用意向等に差異があるものの、管理不全な空き家を発生させない、放置させないことを町全体の共通認識として考える必要がある。空き家対策を推進するに当たっては、①発生予防、②利活用、③適正管理の大きく3つの視点からそれぞれ対策を講じることが必要と考え、以下のとおり提言する。

①発生予防。

空き家を増加させないためにまず必要なことは、所有者等が所有している土地・建物について、将来どのように維持・活用・放棄等をするかをあらかじめ協議し、対応方法等について決め

ておくことである。そのためには、空き家等について考える機会や情報を住民に提供することが必要であるとする。その方法として、以下の点について対策の強化を求める。

空き家の発生予防等に関するリーフレット類を作成し、啓発を行う。また、空き家や相続に関する講演会や出前講座の実施、外部団体が実施する相談会等の情報提供を随時行う。広報たいしや町ホームページを活用し、住民が情報を得やすい環境をつくる。一例として広報たいしの「暮らしの情報館」のページに空き家等の相談窓口を毎月掲載し、相談したいと思ったタイミングに相談できるようにする。また、町ホームページに空き家問題に関する質問集等を掲載し、知りたい情報が簡単に検索できるようにする。固定資産税納税通知書を送付する際に、空き家や相談に関する相談窓口、空き家・空き地バンク制度や各種補助事業についての情報を同封する。

②利活用。

空き家等を利活用するためには、リフォームや建て替えによる再利用をしたり、空き家・空き地バンクに登録するか、不動産業者に依頼して売却または賃貸にするなどの方法があるが、従来からある補助事業の条件緩和や新しくDIYリフォーム助成制度を導入する等、時代の変化に即した対策を講じる必要がある。なお、空き家・空き地バンクを積極的に活用することは重要であるが、一方で当町においては一般の不動産市場で住宅（空き家）が流通しており、空き家・空き地バンク制度が必ずしも最良の手段とは言い難く、登録数を増やすことに注力するよりも住民のニーズに合った方法が選択できるよう、利活用を推進する施策の実施や情報発信の強化に努めるよう求める。

③適正管理。

空き家の適正な管理は所有者の責務であることは法令でも定められているが、年齢的、経済的、物理的な理由等から適正に管理されていない空き家が発生する。放置されれば問題はより深刻になることから、早めに手だてを打つことが重要となる。居住地が遠方等により直接管理することが難しい場合は、公益社団法人たつの市・太子町広域シルバー人材センターに空き家の管理代行業務を依頼することもできるため、そういったものを活用し適正に管理されている所有者もいるが、管理不全な空き家に対処するために今後自治会と協働で空き家対策を図っていくことも必要であるとする。一例として、自治会内の空き家所有者が自治会等と直接管理契約を結ぶことが可能な仕組みをつくり、管理に必要となる資機材の購入について自治会が補助を受けられる制度をつくるなど、新たな取り組みができないか検討すること。

最後に、調査の中で空き家問題を解決するため、地域で活躍できる空き家対策の担い手を養成する講座をNPO法人と連携して実施している自治体や解体費用の無料見積りを提案する民間サービスと連携し、空き家を処分するきっかけづくりを支援する仕組みを構築している自治体など、自治体ごとに工夫を凝らした空き家対策を実施していることが分かった。太子町もこのような事例を参考に、地域特性に基づいた空き家対策に取り組むよう求める。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これからは委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長（中島貞次） 日程第6、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 福祉文教常任委員会で課題調査として調査研究を行いました報告を所管事務調査報告書として、本委員会の調査事件について会議規則第77条の規定により、下記の文章を読み上げ報告といたします。

1、調査事件。太子町における文化財の整備と展示のあり方について。

2、調査年月日。令和3年6月8日（火）から令和4年2月9日（水）の間で計9回。

3、調査の経過及び意見。調査中の課題1件について、以下のとおり報告する。

(1)太子町における文化財の整備と展示のあり方について。

調査詳細項目。

文化財の整備についての現状報告、担当課としての今後の課題、町民に対する広報など、太子町における文化財の整備と展示のあり方について当局に出席を求めて説明を受け、質疑応答を行った。

委員からの意見。

文化財保護に係る人手不足解消や整備に掛かる予算面で対応していくことが必要である。個人所有、寄贈された貴重な資料管理を整備すること。専門職（学芸員）を含め人材が不足している。デジタル技術で映像等による展示の可能性がある。歴史教育を推進し、歴史遺産（聖徳太子に関して）との関わりについて創意工夫することが必要である。近現代の歴史なども多く知らせるべき。

結論。

委員会として、以下のとおり結論をまとめた。

歴史資料館は文化財の展示、保存スペースが狭く、また老朽化による設備維持が難しい。人手不足による管理運営が難しい。財政的に設備並びに文化財修理が困難な状態にある。歴史教育と文化財整備とを関連づけて企画をする必要がある。文化財は歴史や文化を正しく理解するために欠くことのできないものであり、積極的に公開し、活用、保存して後世に継承する役目を果たしていかなければならない。

提言。

以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、当局へ以下のことを提言する。

貴重な歴史資料について再確認し、企画展示、保存、修理がしっかりできる体制を整え、太子町を知るための資料として認識し、取り組みを強化すること。聖徳太子の歴史・思想哲学をもっと町民に分かりやすく伝える企画を展開し、文化財の保護・展示方法の進展につなげること。学校教育の中に聖徳太子について深く学ぶ機会をつくり、文化遺産との連携で歴史教育を推進すること。設備の維持管理について、予算措置を含め周知な年次計画を立てること。予算獲得のための資金調達に関わる調査研究を行うこと。学芸員の確保は今後の歴史資料館の運営に重要な要素であるので、早急に対応すること。文化財の保存や展示の在り方に、デジタル技術の応用を研究すること。近現代の身近な歴史にも目を向け、太子町の成り立ちや変化を多くの方に伝えるよう努め、学校教育にも育った町の認識や誇りにつなげること。

その他として、別途委員会として当局に提言書の提出を行います。この内容についてはもう少し内容を具体化したものとして別途提出を行うものといたします。

以上。

○議長（中島貞次） 以上で福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長(中島貞次) 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の赤松章子氏の委嘱期間が本年9月30日付をもって任期満了となります。赤松氏は平成28年10月1日より人権擁護並びに相談業務に熱意を持って活動していただいておりますので、引き続き赤松氏を推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(中島貞次) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第8、議案第2号から日程第27、議案第21号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第4日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第2号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第9号)

○議長(中島貞次) 日程第8、議案第2号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第2号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第9号)について

説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費及び事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ4億1,512万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を139億7,399万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、町税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、使用料及び手数料、財産収入の追加と分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、町債の減額であります。

歳出予算におきましては、農林水産業費の追加と議会費、総務費、民生費、衛生費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費の減額であります。

次に、繰越明許費の補正については、翌年度に繰り越して使用できる経費を7事業追加しております。最後に、地方債の補正につきましては、4事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） それでは、議案第2号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第9号）について詳細を説明申し上げます。

このたびは、決算見込み等により人件費や事業執行に伴う関係経費、繰越明許費や地方債について補正するものでございます。

歳出から説明申し上げます。

人件費につきましては、時間外勤務など職員手当等の増加や勸奨退職等に伴う市町村退職手当組合特別負担金を含み、総額1,266万8,000円の追加となっております。なお、人件費に係る科目ごとの説明は省略させていただきます。

それでは、24ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節8旅費72万7,000円の減額は、感染症拡大に伴う視察研修の中止、節10需用費、印刷製本費44万4,000円の減額は、議会だより臨時号の発行がなかったことによるものであります。また、節12委託料103万7,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費及び目6庁舎管理費は、マイナポイント第2弾に係る広報紙への啓発記事の掲載費用と会計年度任用職員2名分の人件費に国庫補助金を活用する財源更正でございます。

目5財産管理費、節10需用費、燃料費50万円の減額、節12委託料のうち庁用自動車運行管理委託料117万1,000円及び節13使用料及び賃借料5万円の減額は、感染症拡大に伴い公用車や庁用自動車等の利用が減少したことによるものでございます。また、節10需用費、光熱水費9万9,000円の減額、節12委託料のうち旧庁舎清掃業務委託料20万円の減額は決算見込みによるもの、節17備品購入費12万6,000円の減額は公用車購入の契約残額でございます。

目7企画費は、ふるさと応援寄付金に係る事務経費の減額であります。今年度の寄附収入の見通しから節7報償費を4,210万6,000円、節12委託料を1,598万2,000円、それぞれ減額するものでございます。

26ページをお願いいたします。

目8電子計算機費、節12委託料407万円の減額、節13使用料及び賃借料393万3,000円の減額、

節17備品購入費146万5,000円の減額は、システム構築や機器購入などの決算見込みによるものでございます。

目10防犯対策費、節18負担金、補助及び交付金64万円の減額は、防犯カメラ設置整備の決算見込みによるものでございます。

目11自治振興費、節10需用費30万円の減額は、町制70周年記念事業の式典中止に伴うものでございます。

目12コミュニティー施設整備費108万4,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

目13基金費は、ふるさと応援基金積立金を寄附額の見込みに応じて1億1,863万3,000円減額し、財政調整基金積立金は歳入と歳出予算の差額や基金利子を積み立てるため、1億8,497万5,000円を追加しております。

項2徴税费、目2賦課徴収費、節11役務費20万円の減額、節12委託料99万円の減額は、決算見込みによるものでございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節11役務費279万1,000円の減額は、個人番号カードの郵送交付経費等の決算見込みによるものでございます。

28ページをお願いいたします。

項4選挙費、目2衆議院議員選挙費234万4,000円の減額及び目3兵庫県知事選挙費286万1,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

30ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費及び目2老人福祉費、目4後期高齢者医療費における節27繰出金は、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計における補正に伴うものでございます。

なお、目2老人福祉費、節19扶助費98万円の減額は、決算見込みによる長寿祝金の補正でございませう。また、目3高齢期移行者医療費及び目6障害者医療費は、県補助金の交付決定による財源更正であります。

目8保健福祉会館管理費、節10需用費、光熱水費300万円の減額は感染症拡大で施設利用が減少するなど電気や水道の使用量が想定を下回ったことによるものであり、節14工事請負費265万7,000円の減額は当初予算及び補正予算（第2号）で執行した空調設備設置工事費の確定によるものでございます。

32ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目3保育所運営費、節18負担金、補助及び交付金314万7,000円は、保育士等の収入引上げに係る民間保育施設への補助金であります。今年度は2月及び3月分の費用を対象に国の補助金が措置されるものでございます。また、節19扶助費2,020万8,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

目4母子家庭等医療費は、県補助金の交付決定による財源更正であります。

目5児童措置費、節11役務費10万円の追加は障害児通所支援利用者の増加によるもので、節19扶助費2,554万5,000円の減額は児童手当の決算見込みによるもの、節22償還金利子及び割引料48万7,000円の追加は前年度事業費の精算による返還金でございませう。

目6乳幼児等医療費、節19扶助費245万4,000円の減額は、決算見込みによるものでございませう。

目7子育て支援施設運営費、節12委託料36万円の減額及び節13使用料及び賃借料12万4,000円の減額は感染症拡大に伴う各種事業の中止によるもので、節14工事請負費61万3,000円の減額は事業費の確定によるものでございませう。

目9放課後児童健全育成事業費、節12委託料6万2,000円の追加及び節18負担金、補助及び交付金15万7,000円は、目3保育所運営費と同様、放課後児童支援員等の収入引上げに係る費用でございます。

34ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節12委託料120万円の減額は、健康管理システム改修費の確定によるものでございます。

目2予防費、節10需用費18万6,000円の減額及び節11役務費23万円の減額は決算見込みによるもの、節12委託料は検診等の実績見込みやコロナワクチン追加接種等に伴う補正、節13材料及び賃借料13万円の減額は感染症拡大による健康講座等の中止によるものであります。また、節17備品購入費及び節19扶助費の減額は、決算見込みによるものでございます。

目3母子衛生費、節19扶助費100万円の追加は特定不妊治療費の実績等の見込みによるもの、節22償還金利子及び割引料は前年度事業費の精算による返還金でございます。

目4環境衛生費は、揖龍保健衛生施設事務組合派遣職員給与等戻入の追加に伴う財源更正であります。

目6公共墓園費、節27繰出金75万9,000円の減額は、墓園事業特別会計における補正に伴うものでございます。

項2清掃費、目1清掃総務費、節18負担金、補助及び交付金60万円の減額は、資源ごみ集団回収運動奨励金の決算見込みによるものでございます。

36ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節18負担金、補助及び交付金のうち多面的機能支払交付金70万円の減額は決算見込みによるもので、岩見構下地区ほ場整備事業負担金75万6,000円の追加及び県営ため池等整備事業負担金206万3,000円の追加は県との事業調整等に併い町負担金を補正するものでございます。

目7国土調査費191万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節12委託料309万6,000円の減額は、補正予算（第1号）で措置した県の感染症拡大防止協力金の支給実績確定に伴うものであります。また、節18負担金、補助及び交付金は、事業者向け支援策の申請状況及び決算見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節18負担金、補助及び交付金250万円の減額は、決算見込みによるものでございます。

項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節12委託料250万円の減額及び節14工事請負費1,500万円の減額は入札等による契約残額、節18負担金、補助及び交付金70万円の減額は申請状況及び決算見込みによるものでございます。

38ページをお願いいたします。

目4幹線道路整備事業費、節12委託料380万円の減額、節14工事請負費5,800万円の減額及び節16公有財産購入費1,459万7,000円の減額は、網干線外道路整備事業に係る用地買収と工事費等の確定に伴うものでございます。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節1報酬30万4,000円の減額及び節12委託料のうち簡易耐震診断推進事業業務委託料31万5,000円の減額は決算見込みによるものであり、土地利用基本計画改定業務委託料517万円の減額は入札等による契約残額でございます。また、節18負担金、補助及び交付金1,160万円の減額は、それぞれの申請状況及び決算見込みによるものでございます。

目3公園管理費、節10需用費、光熱水費30万円の減額は決算見込みによるもので、節14工事請負費30万円の減額は感染症拡大により地元協議ができず実施を見送ったものでございます。

目4公園事業費、節12委託料1,370万3,000円の減額及び節14工事請負費8,024万円の減額は、旧環境センター解体事業の入札結果等によるものでございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節18負担金、補助及び交付金1,199万3,000円の減額は、西はりま消防組合負担金の確定によるものでございます。

40ページをお願いいたします。

目2非常備消防費、節7報償費378万6,000円の減額は団員退職報償金の支払い実績によるもので、節18負担金、補助及び交付金72万2,000円の減額は決算見込みによるものでございます。

目4災害対策費、節12委託料258万円の減額は、事業費等の確定によるものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節19扶助費14万2,000円の減額は、特別支援学校児童・生徒就学援助費の決算見込みによるものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費は国の補正予算で措置された感染症対策等の学校教育活動継続支援事業に係る経費として、節10需用費、消耗品費に学習支援用品の購入費用として160万円、節13使用料及び賃借料に修学旅行等バス賃料として230万円、節17備品購入費に学習支援用の備品購入費用として150万円を追加しております。なお、この事業は次年度へ繰り越した上で実施する予定でございます。なお、節12委託料260万円の減額及び節14工事請負費2,380万円の減額は、入札等による契約残額でございます。

目2教育振興費、節17備品購入費405万3,000円の減額は決算見込みによるもので、節19扶助費のうち要保護・準要保護児童援助費301万3,000円の減額及び就学援助特別給付金64万円の減額は、申請状況及び決算見込みによるものでございます。

42ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費は項2小学校費と同様に感染症対策等の学校教育活動継続支援事業費として、節10需用費、消耗品費に学習支援用品購入費用として200万円、節13使用料及び賃借料に修学旅行等バス賃料として60万円、節17備品購入費に学習支援用の備品購入費用として100万円を追加し、次年度へ繰り越して執行する予定でございます。なお、節13使用料及び賃借料のうち中学校屋内運動場照明器具借料77万6,000円の減額は、感染症拡大の影響によりLED照明資材の入手が困難となり本年度の事業実施を見送るものであります。また、節14工事請負費のうち太子東中学校消火ポンプ警報設備電気系統補修工事費320万円の減額についても資材の入手が困難なため実施を見送るものであり、太子西中学校屋内運動場雨樋改修工事費300万円の減額は入札等による契約残額でございます。

目2教育振興費、節17備品購入費204万9,000円の減額、節19扶助費534万4,000円の減額は、項2小学校費と同様に決算見込み等によるものでございます。

項5社会教育費、目3青少年教育費、節7報償費170万円の減額につきましては、感染症拡大に伴う放課後子ども教室や土曜日教育活動の開催回数減によるものでございます。

目5文化財保護費につきましては、斑鳩寺庫裏保存修理事業などに係る財源更正でございます。

目6図書館費、節14工事請負費59万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

目7会館管理費につきましては感染症拡大に伴う自主事業など各種行事の中止や貸し館の減少等により、節10需用費、燃料費を60万円、光熱水費を185万円、44ページの節12委託料を457万4,000円をそれぞれ減額しております。また、節14工事請負費の減額につきましては、高圧ケーブル更新工事に係る資材の入手が困難なため実施を見送るものでございます。

目8歴史資料館費、節10需用費、修繕料1,080万2,000円の減額は、民俗資料館のかやぶき屋根修繕について工事方法など全体的な見直しを要する状態であることから実施を見送り、屋根全体を仮囲いで覆う応急修理にとどめるものでございます。

項6保健体育費、目1保健体育総務費及び目2体育館費の節14工事請負費の減額は、それぞれ事業費の確定によるものでございます。

目3総合公園管理費につきましては感染症拡大に伴う各種行事の中止等により、節10需用費、光熱水費を80万円、節12委託料を120万円、それぞれ減額しております。

目4給食センター費、節12委託料1,038万4,000円の減額は、給食会計の公会計化に係る事務調整に時間を要し、給食費管理システムの導入時期を見直したものでございます。

款12公債費、項1公債費、目2利子は、一時借入金利子202万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

款1町税は、決算見込みによる補正でございます。コロナ禍における景気等の動向を踏まえ、項1町民税、目1個人で6,000万円の追加、項2固定資産税で1,000万円の減額、項3軽自動車税、目1環境性能割で140万円の減額を見込んでおります。

款2地方譲与税から16ページの款10地方特例交付金につきましては、決算見込みによる補正であります。感染症拡大により減収が見込まれていた国税などの収入が国、県の想定に反して上振れしたため、地方への交付金が追加に転じたものでございます。

款13分担金及び負担金91万1,000円の減額及び款14使用料及び手数料、項1使用料、節2民生使用料27万6,000円の追加は保育所児童数等の見込みによるものであり、18ページのみ4教育使用料、文化会館使用料435万円につきましては予約状況に応じた決算見込みにより追加するものでございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金から項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、コロナワクチン接種経費やマイナポイント利用環境整備事業費など、交付決定や歳出予算の補正、過年度精算金の追加等でございます。

目2民生費国庫補助金854万5,000円のうち利用者支援事業補助金406万7,000円の追加は補助率の変更に伴うものであり、保育士等処遇改善臨時特例交付金447万8,000円は歳出で説明申し上げた保育士や放課後児童支援員等の処遇改善に係る交付金で補助率は10分の10でございます。

目3衛生費国庫補助金から目5教育費国庫補助金については、歳出予算の補正や交付決定に伴うものでございます。

目5教育費国庫補助金のうち学校保健特別対策事業費補助金450万円は、歳出の款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費及び項3中学校費、目1学校管理費で説明申し上げた国の補正予算により実施する感染症対策等支援事業に係るもの、文化芸術振興費補助金313万6,000円は文化会館におけるコンサートや感染予防の環境整備事業が採択されたものでございます。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金から20ページの項3委託金の補正は、交付決定や歳出予算の補正、過年度精算金の追加等に伴うものでございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、各基金から生じる利子等を追加するものでございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金は、ふるさと応援寄附金を2億8,130万円と見込み1億1,870万円を減額しております。

22ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億7,823万8,000円の減額は歳入歳出予算の調製によるもの、目2ふるさと応援基金繰入金9,470万9,000円の減額は寄附金の減少による謝礼品等の事務経費の補正やふるさと応援基金活用事業の決算見込み等に伴うものでございます。

項2特別会計繰入金、目1墓園事業特別会計繰入金97万9,000円は、特別会計における補正に伴うものでございます。

款21諸収入、項4雑入、目2雑入は、決算見込みによる補正でございます。なお、節3衛生費雑入及び節4農林水産業費雑入のうち組合派遣職員給与等戻入の追加は、人件費の補正に伴うものでございます。

款22町債は、歳出の各費目における事業費の補正や決算見込み等に対応するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正は、事業の進捗状況や国の補正予算等に応じて中道跨線橋修繕事業、網干線外道路整備事業、工事損害賠償請求事業、公園照明灯更新事業、吉福公園整備事業、小・中学校の感染症対策等支援事業の7事業を追加しております。

第3表の地方債の補正は、土地改良事業、道路橋りょう事業、都市計画事業、社会教育施設整備事業の限度額を変更しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時06分）

○議長（中島貞次） 再開します。

~~~~~

日程第9 議案第3号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（中島貞次） 日程第9、議案第3号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第3号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ629万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億7,485万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国民健康保険税、県支出金、財産収入、諸収入、国庫支出金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、総務費、基金積立金、諸支出金の追加と保健事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） それでは、議案第3号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別

会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算の主な内容につきましては、歳出予算におきましては決算見込みによる一般職給、財政調整基金積立金の追加、特定健康診査等事業費の減額、償還金の追加等を行うものであります。

歳入予算におきましては、決算見込みによる国民健康保険税の現年課税分の追加、交付決定による保険基盤安定繰入金の減額、歳出側の人件費補正に伴う職員給与費等繰入金の追加、決算見込みによる財政調整基金繰入金、一般被保険者延滞金、不当利得・不正利得等返還金の追加等を行うものであります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しました被保険者等に係る減免に対する財政支援措置としまして国庫支出金及び県支出金の追加を行っております。

それでは、歳出から説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人件費補正として43万5,000円を追加しております。

款4保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業につきましては、受診者数の減により317万8,000円を減額しております。

款5基金積立金につきましては、決算見込みとしまして基金利子分48万7,000円を追加しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金につきましては、決算見込みといたしまして普通交付金の県への返還金855万1,000円を追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税につきましては、決算見込みにより800万円を追加しております。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免に対する財政支援措置として、節2特別交付金において減額額の10分の4となる78万2,000円を追加しております。

款4財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、決算見込みにより財政調整基金預金利子といたしまして48万7,000円を追加しております。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、節1保険基盤安定繰入金において交付決定によりまして1,906万1,000円を減額し、節2職員給与費等繰入金におきまして歳出の人件費追加分と同額の43万5,000円を追加しております。

続きまして、款5繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、決算見込みにより1,172万9,000円を追加しております。

款7諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1一般被保険者延滞金につきましては、決算見込みによりまして200万円を追加しております。

8ページにわたりますけれども、項3雑入、目4雑入につきましては、決算見込みにより不当利得・不正利得等の返還金としまして75万円を追加しております。

款8国庫支出金、項1国庫補助金、目2災害臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免に対する財政支援措置として減額額の10分の6となる117万3,000円を追加しております。

以上で議案第3号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第4号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（中島貞次） 日程第10、議案第4号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第4号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ1,808万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億8,515万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料、使用料及び手数料、支払基金交付金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入の追加と国庫支出金の減額であります。

歳出予算におきましては、総務費、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金、諸支出金の追加と地域支援事業費の財源更正であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第4号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では収入見込額による介護保険料の補正、介護給付費の決算見込み等に伴う国県支出金及び支払基金交付金の補正、一般会計繰入金の補正等を行うものでございます。

歳出では、一般管理費及び認定調査費等の追加、決算見込みによる保険給付費の補正、基金積立金及び諸支出金の追加を行うものでございます。また、職員人件費の補正につきましては特別会計総額で40万2,000円を追加しており、個々の説明については省略させていただきます。

それでは、歳出から説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節12委託料につきましては、介護保険システムの改修費用確定に伴いまして44万円を減額しております。

項3 介護認定審査会費、目2 認定調査等費につきましては、要介護認定調査が想定より増加したこと等により、節1 報酬で介護認定調査員報酬として25万円、節11 役務費で主治医意見書作成手数料として35万円を追加しております。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費につきましては決算見込みによる給付費の補正で、目1 居宅介護サービス給付費で4,461万8,000円の減額、目2 地域密着型介護サービス給付費で823万3,000円の減額、目3 施設介護サービス給付費で6,110万8,000円の追加、目6 居宅介護サービス計画給付費で1,218万7,000円の追加としております。

同様に決算見込みによりまして、項2 介護予防サービス等諸費で128万3,000円を追加、14ページの項7 特定入所者介護サービス等費で804万6,000円を減額しております。

款3 地域支援事業費につきましては、保険者努力支援交付金及び保険者機能強化推進交付金の交付確定による財源更正でございます。

款4 基金積立金につきましては、歳入歳出の財源調整によるもので383万2,000円を追加しております。

款5 諸支出金につきましては、過年度分の地域支援事業費交付金返還金1万1,000円を追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお願いします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料につきましては、調定額、収納状況等を勘案して収入を見込みまして特別徴収分で778万7,000円の追加、普通徴収分で92万円を減額しております。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 総務手数料につきましては、新規及び更新の指定申請の増加に伴いまして介護保険サービス事業者指定申請等手数料を22万3,000円追加しております。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 調整交付金、目4 保険者機能強化推進交付金及び目5の保険者努力支援交付金につきましては交付確定に伴う補正で、目6 介護保険事業補助金につきましては9月議会で計上させていただきました介護保険システムの改修委託費用の確定に伴いまして補助率2分の1相当額の121万円を計上しております。

款5 支払基金交付金及び款6 県支出金につきましては、歳出で申しあげました保険給付費等の増減に伴う歳入の補正でございます。

款7 財産収入につきましては、介護給付費準備基金預金利子の決算見込みに合わせまして9万8,000円を追加しております。

10ページをお願いします。

款8 繰入金、項1 一般会計繰入金につきましては歳出で申しあげました保険給付費等の増減に伴う補正で、目1 介護給付費繰入金で171万円、目5 その他一般会計繰入金で1,799万7,000円を追加しております。

款10の諸収入につきましては、決算見込みにより第三者納付金を35万5,000円追加しております。

以上で議案第4号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第5号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（中島貞次） 日程第11、議案第5号令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第5号令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ490万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億2,350万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料の追加と繰入金、諸収入の減額であります。

歳出予算におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の追加と保険事業費の減額でありま

す。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第5号令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出につきましては後期高齢者医療広域連合保険料納付金の追加、保健師等の報酬を減額するものでございます。

歳入につきましては、決算見込みにより保険料を追加、一般会計繰入金を減額、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等戻入を追加、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託金を減額するものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和3年度における保険料決算見込みにより後期高齢者医療広域連合保険料納付金を1,008万9,000円追加しております。

次に、保健師、栄養士、歯科衛生士の報酬につきましては、令和3年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業におきまして新型コロナウイルス感染症の拡大により訪問事業等を縮小したため、保健師等会計年度任用職員の新規募集はせず職員で対応しており、報酬を518万7,000円減額しております。

次に、歳入について説明いたします。

款1保険料、目1後期高齢者医療保険料につきましては、調定額、収納状況等を勘案し決算見込みをしました結果、特別徴収分で989万4,000円を追加、普通徴収分で6万7,000円を追加、滞納繰越分で12万8,000円を追加しております。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整を行うため498万2,000円を減額しております。

款6諸収入、項3雑入、目1雑入の後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等戻入につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合に派遣している職員の職員手当等として5,000円を追加しております。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託金につきましては、決算見込みにより21万円を減額しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第6号 令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中島貞次） 日程第12、議案第6号令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第6号令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ116万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,298万円とするものであります。

歳入予算につきましては、使用料及び手数料、財産収入、繰越金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、墓園事業費の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第6号令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正予算の特徴は、歳入では永代使用料と前年度繰越金等の追加に伴い一般会計からの繰入金を減額し、歳出におきましては管理基金への積立と歳入歳出の差額を一般会計に繰り出すものとなっております。

では、8ページの歳出について説明をさせていただきます。

款1墓園事業費、項1墓園事業費、目1一般管理費、節27繰出金につきましては、主に永代使用料が当初見込みより多くなったため一般管理費に係る経費を超える収入があったことから、超えた額を一般会計への繰出金として97万9,000円を計上しております。

目2墓園管理費、節24積立金につきましては、令和2年度決算による繰越金のうち収入しました墓園管理料の額から墓園管理費に係る経費を控除した収支額18万2,000円と管理基金の利子4,000円をメモリアルパーク管理基金積立金として追加しております。

次に、6ページの歳入について説明をさせていただきます。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料につきましては、先ほど歳出で御説明しましたとおり永代使用料が当初見込みより多くなったため、墓園使用料を138万円追加しております。

款2財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、管理基金の利子としまして4,000円を計上し追加しております。

款3繰入金、項1繰入金、目1他会計繰入金につきましては、墓園使用料の増により墓園事業単独の運営収支によって採算が取れるため、一般会計から繰入れする必要がなくなったことから75万9,000円を減額しております。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、令和2年度決算による繰越金の確定により54万円を追加しております。

したがいまして、歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ116万5,000円を追加いたしまして1,298万円となっております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第7号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（中島貞次） 日程第13、議案第7号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第7号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び決算見込みに伴う消費税の追加であります。

その内容としましては、収益的支出につきまして営業費用を10万2,000円追加、営業外費用に1,200万円を追加し、事業費用の総額を5億2,730万8,000円としております。これに伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を6,517万5,000円に改めております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第7号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

主な内容としましては、人件費及び決算見込みに伴う消費税の追加でございます。

1 ページ、第2条におきましては収益的支出の第1款事業費用、第1項営業費用に10万2,000円を追加、第2項営業外費用に1,200万円を追加し、総額を5億2,730万8,000円としております。これに伴いまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を6,517万5,000円に改めております。

補正予算の内容としましては、4ページを御覧ください。

収益的支出、営業費用につきましては、時間外勤務手当の補正により職員手当を10万円、また退職手当組合負担金を2,000円追加しております。

営業外費用につきましては、令和3年度の事業進捗を踏まえた決算見込みにより消費税及び地方消費税分1,200万円を追加するものでございます。

以上、議案第7号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第14 議案第8号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（中島貞次） 日程第14、議案第8号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第8号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、収益的支出につきまして営業費用を6万9,000円減額し、下水道事業費用の総額を12億1,078万6,000円としております。これに伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を4,104万5,000円に改めております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第8号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費の補正であります。

第2条におきまして、収益的支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用を6万9,000円減額し、下水道事業費用の総額を12億1,078万6,000円としております。これに伴いまして、第3条

の議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を4,104万5,000円に改めております。

補正予算の内訳としましては、4ページを御覧ください。

収益的支出の管渠費において、時間外勤務手当の補正により職員手当を20万円減額し、総係費において会計年度任用職員に係る社会保険料の補正により法定福利費を12万9,000円、また職員に係る退職手当組合負担金を2,000円追加しております。

以上、議案第8号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（太子陸橋舗装修繕工事）

○議長（中島貞次） 日程第15、議案第9号工事請負変更契約の締結について（太子陸橋舗装修繕工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第9号工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては令和3年9月に議決され、同年12月に工事請負変更契約の議決をいただきました太子陸橋舗装修繕工事について変更が生じたため議決を求めるもので、契約額は第1回変更契約額1億1,967万100円から92万1,800円を減額し、1億1,874万8,300円とするものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第9号工事請負変更契約の締結について（太子陸橋舗装修繕工事）の詳細説明を申し上げます。

議案概要書の図面及び変更金額一覧表も併せて御覧ください。

この変更契約は、出来高数量等の増減により変更が生じたものでございます。橋のアスファルトの下にあるコンクリートの床版の部分のことでありますが、断面補修工につきましては橋面の状態を確認したところ、断面補修を行うより橋面防水工で使用する塗膜防水材料を防水材料の量を増やすことでより防水性を高めることができ橋梁の長寿命化につながると判断したため、断面補修工の数量を減らし、橋面防水工の塗膜量を増やすものでございます。安全費につきましては、工事の進捗が予定より早く工期の短縮が図れることから、交通誘導員や列車見張り員の人数を減らすものでございます。その他伸縮装置取替工、高欄塗装塗り替え工、剥落防止工等の数量に増減が生じたため、変更するものでございます。

以上の変更により契約額を第1回変更契約から92万1,800円減額し、1億1,874万8,300円とするものでございます。

以上、議案第9号工事請負変更契約の締結について（太子陸橋舗装修繕工事）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時45分）

（再開 午後1時00分）

○議長（中島貞次） 再開します。

お諮りします。

ここで、町長より令和4年度の施政方針の説明をお伺いしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。それでは、町長より施政方針の説明をお願いします。

町長。

○町長（服部千秋） 本日、令和4年第2回太子町議会定例会の開会に当たり、太子町一般会計予算及び各特別会計予算並びに企業会計予算をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに際しまして、私の町政運営に係る基本的な方針と新年度における施策の概要を申し上げさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の兆しを見せておりません。私は当たり前の生活が尊いものであると今までになく強く実感しております。住民の皆様も同じ思いではないかと推察しております。最前線で感染症の脅威と戦う医療従事者をはじめとした関係者の皆様に対しまして深く感謝を申し上げるとともに、令和4年度におきましても住民の皆様や医療機関の皆様、事業者の皆様とともに感染症拡大防止への取り組みをはじめとした命と生活を守ることを最優先に取り組みます。特に、これまで同様、感染症拡大防止の鍵となるワクチン接種を積極的に進め、迅速かつ確実にワクチンを届けるために、国、県と密接に連携を図るとともに医師会等の皆様と協働し、しっかりとワクチン接種に取り組んでまいります。コロナ禍の中でのまちづくりは決して平たんではありませんが、令和4年度におきましても一日でも早く平穏で安心して暮らせる生活を取り戻すため、新型コロナウイルス感染症への対応に心血を注いでまいります。

さて、聖徳太子より町名をいただいた太子町にとって100年に一度の機会となる聖徳太子1400年御遠忌を迎えました。当町がこれまで進めてきた施策を聖徳太子の教えとともに時代に合った形で未来につなげていくことが、今を生きる私たちの大切な使命であると考えております。本御遠忌を地域活性化の大切な機会と位置づけ、町施策において地域活性化と文化芸術振興に向けた施策を積極的に展開するとともに、住民主体で推進いただいております「聖徳太子1400年プロジェクト」への参画により地域が一体となり、まちづくりを活性化させていければと考えております。第6次太子町総合計画の基本目標“和のまち太子”の実現に向け、皆様と協働し、持続可能なまちづくりを着実に、そして発展的に推進していきたいと考えておりますので御理解と御支援をいただくようお願いいたします。

令和4年度のまちづくりを、町が取り組む施策の概要につきまして第6次太子町総合計画の5つの基本政策に沿って申し述べます。

初めに、『基本政策プラン1いきいきと輝くまち』について申し上げます。

『大施策1 地域活動の推進』の大きな柱と考えておりますのが、住民主体の「聖徳太子1400年プロジェクト」への参画でございます。本年、2022年の聖徳太子1400年御遠忌を大きな柱とし、議会、住民、企業等の皆様とより深く協働し、地域の活性化の推進、太子町を愛する人を増やしていく1年にするとともに、本御遠忌を文化芸術の振興にもつなげていきたいと考えております。

『大施策2 地域産業の活性化』に向けた取り組みとして、令和3年度に開始した農業次世代人材投資事業及び法人化・高度化促進施設整備事業を推進いたしますとともに、兵庫県及び地域の皆様とともに圃場整備事業を推進いたします。岩見構下地区につきましては令和4年度に農地等

の確定測量を予定しており、石海中部地区におきましては地形図作成業務を終え集団化計画作成業務に進むことを予定しております。西脇・広坂地区につきましても、引き続き整備工事を推進いたします。商工業の活性化を図るため、早期経営改善計画策定促進補助金制度の活用推進をはじめ、太子町商工会と連携しながら地域振興事業や創業支援事業などに取り組むとともに、融資を受けた中小企業に対して利子補給などの経営支援を行ってまいります。

『大施策3 地域資源の活用』につきましては、まちの魅力の創出・向上とにぎわいと活力の創出・維持には地域資源を活かすことが不可欠であると考えております。太子あすかふるさとまつりにつきましては、この2年間、コロナ禍の中、従来のイベント型から住民の夢をかなえる代替企画へと形を変えて実施されました。実行委員の皆様のお力によりたくさんの夢をかなえていただいたこと、またかなった夢をまち全体の夢として感じられる取り組みとしていただいたことに深く感謝しております。令和4年度におきましても、実行委員会の皆様を中心に住民の皆様の心が1つになれるような取り組みをしていきたいと考えております。

子供たちを中心に好評をいただいている町マスコットキャラクターぼうじいにつきましては、LINEスタンプの公募に対しまして300件以上の応募をいただき、住民の皆様のぼうじいへの愛情に大きな喜びを感じているところです。令和4年度におきましても、LINEスタンプの販売やオリジナルTシャツづくりなど、ぼうじいの活躍を予定していますので、お子様方を中心として楽しみにお待ちしております。また、兵庫県、斑鳩寺とともに7か年をかけて行っている斑鳩寺庫裏保存解体改修が完了いたします。地域の皆様とともにその完成をお祝いするとともに、今後このような歴史遺産を地域で愛し、さらに未来へ受け継いでいくため、歴史遺産を活用する事業などに取り組んでまいります。

次に、『基本政策プラン2 学び成長するまち』につきまして申し上げます。

『大施策1 子育て支援の充実』につきまして、昨年、令和2年国勢調査の結果が発表され、前回の平成27年国勢調査に引き続き、全人口に占める15歳未満の若年人口割合が兵庫県下で一番高いことが分かりました。当町の大きな魅力の1つである若いまち、子育て世代から選ばれるまちが形となって現れた結果として非常にうれしく感じております。令和5年4月に開園予定の新たな保育所型認定こども園に対し、整備費の補助などによる支援をすることにより待機児童の減少、解消につなげるとともに太田幼稚園北園舎を解体し、太田学童保育園園舎を整備いたします。さらに、子育て支援センターの駐車場、駐輪場の整備などの児童福祉施設整備に向けた実施設計に取り組んでまいります。また、養育支援訪問事業として出産後の支援が必要な家庭へのヘルパー派遣事業を開始するとともに、おたふく風邪予防接種の助成事業及び母子健診の間診票などの多言語化対応への取り組みを開始いたします。

『大施策2 学校教育の充実』につきましては、新型コロナウイルス感染症感染予防と暑さ対策の両立、健康で快適な学習環境を確保するため、小学校、中学校の特別教室等に空調設備を設置いたします。また、学校教育のICT環境の充実に向け、学習支援ソフトや授業支援ソフトの整備を進めてまいります。令和3年9月に稼働した新しい学校給食共同調理センターにおきましてアレルギー対応食の提供を開始するとともに、学校給食費の公会計化に向けた取り組みや学校給食用食材の地産地消を推進してまいります。先日の成人式において新成人の皆様と一緒にいた際、子供の頃に遊んだ話に花が咲いていたのをうれしく拝聴いたしました。幼い頃の宝物のような記憶は一人一人の人生を支える大切なものであり、まちへの愛着にもつながると考えております。あそびっ子教室や土曜日英会話教室、ジュニアリーダー養成講座、放課後子ども教室などを通じ、地域の皆様の協力、参画により地域全体でそのような子供たちの学びや成長、宝物のような思い出づくりの支援を続けていきたいと考えております。

『大施策3 社会教育の充実』につきましては、文化会館や地区公民館などを拠点として地域の皆様にいつまでも生き生きと学びを深めていただくとともに、仲間づくり、友人づくりに役立つ場となるよう社会教育、生涯教育を推進してまいります。また、聖徳太子1400年御遠忌を文化芸術の振興につなげられるよう、ふるさと文化村を会場として聖徳太子シンポジウムの開催や雅楽公演、歌劇公演の招致、聖徳太子を学ぶ講演会、聖徳太子信仰や鶴荘をテーマとした歴史資料館企画展示、斑鳩寺文化財の特別公開などを実施してまいります。

次に、『基本政策プラン3 未来を守るまち』について申し上げます。

『大施策1 防災力の強化』につきましては、全国的に多発する風水害や近い将来の発生が予測される南海トラフ大地震、山崎断層帯地震に備えることが必要とされる中、さらに新型コロナウイルス感染症等の複合災害にも対応することが求められています。現在進めております太子町地域防災計画の改定及び太子町業務継続計画の策定に基づき、関係機関と連携の上、新たな災害対応の体制強化、コロナ禍に則した防災訓練などを実施するとともに備蓄品の増強に取り組みます。また、災害時の避難において、特に支援を必要とする避難行動要支援者の個別避難計画の作成に向けた取り組みを進めるとともに、急傾斜地崩壊対策事業として丹生山の整備推進に県と協力して取り組むなど、皆様の命を守る体制の構築を推進いたします。

『大施策2 防犯・交通安全対策の充実』につきましては、たつの警察署、交通安全を進める会、防犯推進委員会などの関係機関と連携し、子供や高齢者を対象とした交通安全教室や自転車教室の開催に加え街頭での指導・啓発など、交通マナーの向上、防犯意識の向上のための取り組みを進めてまいります。

『大施策3 環境保全活動の推進』につきましては、食品ロスを防ぎ、生活が困窮する方などに届けるフードドライブ事業を推進するとともに、持続可能な社会へとつながる快適で豊かな地域環境を維持するため、全町クリーン作戦の実施や美化活動への支援などにより環境保全の取り組みを推進いたします。また、国が目指す2050年カーボンニュートラルの実現に向け、県や近隣市町の動向を注視しながら地域特性に応じた取り組みを検討してまいります。

次に、『基本政策プラン4 元気で笑顔のまち』について申し上げます。

『大施策1 健康づくり・医療の充実』につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ、住民の皆様の命と健康を守ることを第一に新型コロナウイルスワクチン接種に万全な体制で取り組むことが最も大切なことの1つと考えており、迅速かつ確実にワクチンを届けられるよう取り組んでまいります。また、太子町地域保健推進計画及び太子町食育推進計画の改定を通じて行政、家庭、学校、地域が一体となり、健康づくりに取り組めるまちづくりを推進いたします。

『大施策2 高齢者・障害者福祉の充実』につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延により高齢者及び障害者の皆様が外出を自粛される傾向が生じる中において、健康寿命の延伸のためには介護予防事業及び認知症対策の充実が重要であると考えております。インターネットなども活用し、高齢者が安心・安全に取り組める介護予防事業の実施や認知症サポーターの養成などを推進してまいります。

『大施策3 地域福祉の充実』につきましては、高齢者福祉や障害者福祉、子育て支援、自殺対策を包含した町福祉施策の指針となる地域福祉計画を策定いたします。また、互いの人権を尊重し合えるまちづくりの推進、とりわけ新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別、偏見、いじめをなくするため、民主化推進協議会や人権擁護委員と連携し、啓発活動などを展開いたします。

次に、『基本政策5 快適で持続するまち』について申し上げます。

『大施策1 都市機能の整備促進』につきましては、道路ネットワークの構築を推進するため、

兵庫県や姫路市などと連携し、引き続き都市計画道路龍野線及び都市計画道路網干線外整備事業を実施いたします。また、現在改定を進めております土地利用基本計画に基づき、土地利用実現化方策検討業務及び空き家対策支援事業に取り組み、市街化調整区域のまちづくりの活性化を推進いたします。安心・安全な水の供給体制を維持するため、引き続き老朽化した基幹管路の更新、耐震化工事を行うとともに、引き続き吉福水源地導水機能整備工事に取り組んでまいります。また、豪雨時に発生する浸水箇所の解消を図るための大津茂川右岸第一排水区における雨水幹線整備を継続して実施いたします。

『大施策2行政基盤の確立』につきまして、愛されるまち、選ばれるまちとして存立するためには“和のまち太子”のまちづくりを知っていただくことが大切であると考えております。令和4年度におきまして町ホームページをより見やすく、より分かりやすくするためのリニューアルを実施するとともにSNSなどを活用し、聖徳太子1400年プロジェクトを含む本町のまちづくり、まちの魅力発信を推進、強化いたします。また、自治体DX推進計画に基づき、効果的、効率的な住民サービスの提供を推進してまいります。令和4年度においては、マイナポータルを活用し、子育て分野、介護分野のオンライン申請基盤を構築いたします。令和5年4月からの新個人情報保護法の施行及び定年延長制度の導入に向け、条例の整備等の移行準備を進めてまいります。また、第6次太子町新行政改革大綱に基づき、引き続き行財政改革の取り組みを進めるとともに選択と集中による効率的な事業執行を行ってまいります。また、ふるさと応援寄附事業の推進に向け、新たなポータルサイトを導入いたします。デジタル施策を推進する上で重要な基盤となるのがマイナンバーカードです。このカードは個人の身分証明書としての役割に加え、行政手続をはじめとする多くの手続に利用できる大変便利なものとなり、健康保険証としての利用に加え、運転免許証としての利用も検討されています。オンラインによる様々な申請にもマイナンバーカードが必要となってきています。町におきましても、本年1月より役場庁舎1階にマイナンバーカードの申請等のための特設ブースを設置いたしました。令和4年度におきましても、マイナンバーカードの申請補助、交付体制の強化などの取り組みを推進することによりマイナンバーカードの一層の普及を図ってまいります。

以上が令和4年度のまちづくりに取り組む私の所信と施策の対応となります。ポストコロナ時代に大切なことは、元の日常を取り戻すだけでなく、新しい価値を加えた社会づくりと考えております。いまだ先行き不透明な状況ではありますが、議会、住民、企業等の皆様と一体となり、協働してこれからも住み続けたいと思える“和のまち太子”に向けて歩みを進めてまいります。御支援、御協力をいただくよう改めてお願い申し上げますとともに、今期定例会に提案しております案件につきまして慎重なる御審議の上、適切な御議決をいただきますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（中島貞次） 町長の施政方針の説明は終わりました。

~~~~~

#### 日程第16 議案第10号 町道路線の認定及び廃止について

○議長（中島貞次） 日程第16、議案第10号町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第10号町道路線の認定及び廃止について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、都市計画法第40条の帰属による道路4路線の認定と土地区画整理法第105条の帰属により中播都市計画事業J R網干駅西南土地区画整理事業地内の道路10路線の認定と1路線を廃止するものであります。起点、終点、道路延長、道路幅員等の概要につきまし

ては、議案別紙に添付しております。また、箇所につきましては参考資料に路線地図を添付しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第17 議案第11号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中島貞次） 日程第17、議案第11号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第11号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに基づき、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、利用者の利便性向上や福祉サービス事業者等の業務負担軽減の観点から、諸記録の作成、利用者等への説明等のうち書面で行うものについて電磁的方法による対応を認めることとする改正で、第6章雑則として「第49条電磁的記録の規定」を追加するものでございます。施行日は公布の日としております。

慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第18 議案第12号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中島貞次） 日程第18、議案第12号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第12号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに基づき、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて電磁的方法による対応を可能とする改正でございます。まず、第5条第2項から第6項まで及び第38条第2項において現行の規定を削除し、

新たに第4章雑則として第53条電磁的記録等の規定を追加するものでございます。また、第42条第1項第3号で用語の整理を行うものでございます。施行日は公布の日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第13号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第19、議案第13号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第13号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正内容は、主に3点でございます。

1点目は、医療技術の高度化、高齢化社会の進行等に伴う保険給付費の増加などに対応し、兵庫県全体において安定的な国民健康保険の運営を図るため、医療分の均等割額等の税額改定を実施するものでございます。2点目は、閣議決定された税制改正大綱に基づき国民健康保険税の課税額に係る限度額を引き上げるもので、基礎課税額の課税限度額を「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「19万円」から「20万円」に引き上げるものでございます。3点目は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、子育て世代の経済的負担を軽減する観点から未就学児に係る国民健康保険税の均等割額について、その5割の軽減を実施するものでございます。

具体的な改正内容につきましては国が示す改正準則の内容に基づくものとし、これに税率改定の内容を反映した規定に改めております。施行期日につきましては、令和4年4月1日としております。ただし、国民健康保険税の課税限度額の引上げ部分については地方税法施行令の一部を改正する政令の施行の日としております。いずれも令和4年度分の国民健康保険税から適用されることとなります。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第14号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第20、議案第14号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第14号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、現役世代の減少及び高齢者の就業等、社会経済の変化を反映し、年金制度の機能強化を目的として年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が令和2年

に公布され、附則第65条において消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、条例第3条第2項で消防団員公務災害補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に担保に供することができる特例を定めたただし書部分を法律の改正に合わせて削除するものでございます。施行日は、法律の施行日に合わせて令和4年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第15号 令和4年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長（中島貞次） 日程第21、議案第15号令和4年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第15号令和4年度兵庫県太子町一般会計予算について説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を123億2,103万1,000円とし、対前年度比で1億9,111万3,000円、1.6%の増としております。

歳入予算の主な増減は、町税において町民税は4,336万5,000円の増、固定資産税は6,969万5,000円の減など、町税の総額では対前年度比1,788万7,000円、0.5%の減でございます。地方交付税は、対前年度比3億円、15.4%の増、繰入金は対前年度比2億7,665万7,000円、35.6%の増、町債は対前年度比5億5,270万円、50.8%の減でございます。

歳出予算の主な増減は、民生費は子育て関連経費の増等により対前年度比2億1,219万6,000円、4.7%の増、衛生費は揖龍保健衛生施設事務組合負担金の増により対前年度比2,728万6,000円、3.1%の増、土木費は旧環境センター解体事業費等の減により対前年度比3億2,192万1,000円、18.6%の減、教育費は小・中学校特別教室等空調設備設置事業等の実施により対前年度比2億8,200万9,000円、23.4%の増、公債費は猶予特例債の償還等により対前年度比5,858万3,000円、4.7%の減でございます。地方債については7事業を設定し、一時借入金の限度額は10億円、歳出予算の流用は前年度と同様としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） ただいま上程されました議案第15号令和4年度兵庫県太子町一般会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

42ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費は、前年度比320万9,000円の増であります。主なものは、ペーパーレス化などを目的とするタブレット端末を用いた文書共有システム、いわゆるICT化の導入経費でございます。

44ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、節2給料が前年度比535万3,000円の増、節

3 職員手当等は68万2,000円の増であります。主に職員数や扶養手当等の増加によるものでございます。また、節4 共済費は、会計年度任用職員の一部が令和4年10月から共済組合に加入する制度改正に伴い1,628万8,000円の増となっております。

46ページをお願いいたします。

節12委託料、最後の例規整備支援業務委託料は、令和5年4月から開始される定年年齢の引上げに対応するため、条例改正等を実施するものでございます。節18負担金、補助及び交付金は、前年度比2,836万9,000円の増であります。主に市町村職員退職手当組合負担金における退職者数の状況に応じた負担調整でございます。

目2 文書広報費、節12委託料のうちホームページシステムリニューアル業務委託料は、令和5年6月の現行サービス終了に対応するため、新システムの構築と移行作業を行うものであります。また、個人情報保護制度移行支援業務委託料につきましては、令和5年4月から開始される新たな個人情報保護制度に対応するため、事務処理手順や関係例規の整備等を実施するものでございます。

48ページをお願いいたします。

目5 財産管理費、節12委託料のうち旧庁舎土壌調査業務委託料及び旧庁舎解体工事設計業務委託料は、土地利用に必要な土壌汚染対策法に基づく分析調査と既存建物の解体設計を行うものであります。なお、閉館した児童館と給食センター等の解体設計についても各科目で予算を計上して同時発注する予定でございます。

50ページをお願いいたします。

目7 企画費でございますが、その中で節7 報償費、節10 需用費、節12 委託料などに聖徳太子シンポジウム関連経費を計上しております。聖徳太子1400年御遠忌をお祝いするため、本年12月3日に記念講演、パネルディスカッション及びアトラクション等を実施するものでございます。

52ページをお願いいたします。

目8 電子計算機費、節12委託料の最初の業務システム構築委託料は、マイナポータルを活用した行政手続のオンライン申請を令和5年度から開始するため、自治体オンライン申請基盤の構築等の経費として2,221万9,000円を計上しております。

54ページをお願いいたします。

目9 交通安全対策費は前年度比559万円の増となっており、主に交通安全対策基金を活用した区画線補修工事及び交通安全施設の修理、交通安全啓発看板の設置を実施するものでございます。

58ページをお願いいたします。

項2 徴税費、目2 賦課徴収費、節12委託料の下から3つ目でございますが、収納管理システム改修業務委託料につきましては地方税共通納税システムにおける電子納付税目の拡大及び地方税統一QRコードを活用した新たな納付手段の整備に対応するものであります。また、確定申告システム構築委託料は保守終了に伴うシステム更改、土地鑑定評価業務委託料は令和6年度の固定資産税評価替えに向けた作業を委託するものでございます。

60ページをお願いいたします。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、節1 報酬につきましては、個人番号カードのさらなる利用及び普及促進を図るため、事務補助員を増員して交付体制を強化するものであります。また、節12委託料のうち戸籍総合システム法改正対応作業委託料及び節17備品購入費は、戸籍謄抄本の本籍地以外での発行や行政手続における戸籍謄抄本の添付の省略が可能になるよう令和5年度の実施に向けた計画の一環として整備するものでございます。

62ページをお願いいたします。

項4選挙費につきましては、令和4年度改選の参議院議員通常選挙の執行費用等と、64ページでございますが、令和5年度改選の兵庫県議会議員選挙及び太子町議会議員選挙の準備費用等を計上しております。

68ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、法改正により新たに実施される未就学児に係る均等割保険料の軽減分の繰り出し160万円に加え、福祉医療の実施に伴う国県負担金等の減額分を補う「その他繰出」1,013万9,000円を計上しております。

目2老人福祉費、節12委託料のうち災害時要支援者支援システムハザードマップ取込業務委託料は、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成する優先順位や避難先までの安全な避難経路を検討するため、システム内にハザードマップのデータを作成するものでございます。また、節27繰出金、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護給付費等の増により前年度と比べて3,003万4,000円の増となっております。

74ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料のうち子どもを守る地域ネットワーク強化事業委託料につきましては、要保護児童対策地域協議会の専門性強化、児童虐待の発生予防等を図るため、児童家庭支援センターに一部業務を委託し、訪問等を強化するものでございます。また、76ページに移っていただきまして養育支援訪問事業委託料は、産褥期の保護者やその児童などを対象とする育児や家事の支援業務を居宅介護支援事業所、いわゆるヘルパー事業所へ委託するものでございます。なお、節18負担金、補助及び交付金のうち保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金につきましては、国の交付金を活用し、保育所型の認定こども園を新設する事業者には施設整備費用を補助するものでございます。

78ページをお願いいたします。

目3保育所運営費、節18負担金、補助及び交付金のうち保育士等処遇改善臨時特例事業補助金は、町内私立認可認定こども園が保育士等の賃金水準を引き上げる取り組みに対し、国の交付金をもってこれを補助するものでございます。

82ページをお願いいたします。

目7子育て支援施設運営費、節12委託料のうち旧児童館等解体工事設計業務委託料につきましては、令和3年3月末に閉館いたしました旧児童館の解体設計と同年4月に開所した子育て支援センター敷地内の倉庫、店舗の解体及び駐車場、駐輪場の整備工事の設計業務を委託するものでございます。

84ページをお願いいたします。

目9放課後児童健全育成事業費、節14工事請負費につきましては、太田学童保育園の保育室確保のため太田幼稚園北園舎を解体し、プレハブ保育室を2部屋設置するものであります。また、節18負担金、補助及び交付金のうち放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金は、先ほどの目3保育所運営費と同様に民間学童保育園が賃金水準を引き上げる取り組みに対する補助でございます。

88ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節12委託料のうちコロナワクチン接種委託料につきましては、前年度比4,495万4,000円の減であります。18歳以上への3回目接種と5歳以上11歳以下への1、2回目接種の関連費用を計上しております。また、地域保健推進計画・食育推進計

画改定業務委託料は、健康づくりの取り組みをさらに推進するため、第3次地域保健推進計画・第2次食育推進計画を改定するものでございます。なお、子宮頸がん予防接種委託料につきましては、国の方針で平成25年度から控えていました接種勧奨の再開に伴い増加しております。おたふくかぜ予防接種助成事業委託料は、新たに1歳児を対象に接種費用を助成するものでございます。

92ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1清掃総務費は前年度比3,313万1,000円の増となっており、主に節18負担金、補助及び交付金のうち揖龍保健衛生施設事務組合負担金におけるじんかい処理施設で使用するごみ焼却用燃料の価格高騰によるものでございます。

96ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち農業経営スマート化促進事業補助金につきましては、雇用就農者の受入れに取り組む法人に対して農業の効率化のため機械導入費を助成するものでございます。

98ページをお願いいたします。

目5農地費、節12委託料のうち水利施設等保全高度化事業委託料につきましては、石海中部地区において農業の担い手の高齢化や後継者不足などの課題解決に向け効率のよい圃場を形成し、安定的な農業経営を推進するため、基盤整備に向けた取り組みとして農地集団化計画を作成するものであります。また、節18負担金、補助及び交付金の中ほどにございます土地改良施設維持管理適正化事業負担金は、揖保川から本町に用水を供給する頭首工の取水ゲートに急な増水等に対応するための遠隔操作設備を導入するものでございます。また、圃場整備事業につきましては西脇・広坂地区の面整備工事、岩見構下地区では工事後の確定測量に係る負担金を、ため池整備事業では広坂地区の向池の耐震補強工事に係る負担金をそれぞれ計上しております。

100ページをお願いいたします。

項2林業費、目1林業振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち鳥獣被害防止対策協議会補助金につきましては、獣害低減のため侵入防止柵を設置する地区に対し材料費を助成するものでございます。

102ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目2観光費、節18負担金、補助及び交付金のうち観光協会補助金は、聖徳太子1400年プロジェクト事業推進のため、前年度比235万円増の500万円としております。

104ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節18負担金、補助及び交付金の最後の兵庫県公共事業急傾斜地崩壊対策事業負担金は、土砂流出等により危険な状態とされる丹生山斜面の安全対策工事に係る県営事業への町負担でございます。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節12委託料のうち橋りょう調査設計業務委託料につきましては、長金陸橋において5年に一度の法定点検を行うものでございます。

106ページをお願いいたします。

節14工事請負費につきましては、平成30年度に実施しました中道跨線橋橋脚の法定点検結果に係る修繕工事を実施するものでございます。

目2道路維持費、節14工事請負費は、沖代線など舗装や側溝等の経年劣化が著しい箇所について修繕するものでございます。

目3生活道路整備事業費、節12委託料は、立岡山蓮常寺2号線の一部を拡幅するための用地測

量を行うものでございます。

108ページをお願いいたします。

目4幹線道路整備事業費、節14工事請負費につきましては、網干線を姫路市側と接続させるべく工事を実施するものでございます。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料のうち土地利用実現化検討業務委託料につきましては、太子町都市計画マスタープラン及び太子町土地利用基本計画に基づき、市街化調整区域のまちづくり活性化に向けて土地利用を具体的に実現するための方策を検討するものであります。また、節17備品購入費のうち斑鳩景観形成地区案内看板購入費は、歴史的な景観維持や郷土愛を醸成するため、聖徳太子1400年プロジェクト事業の一環として案内看板を設置するものでございます。

110ページをお願いいたします。

目3公園管理費、節12委託料の最後の太田公園トイレ改修工事実施設計業務委託料は、老朽化した太田公園と同グラウンドの2カ所のトイレを公園側に統合いたしまして再整備するための設計を行うものでございます。また、節14工事請負費につきましては、公園施設長寿命化計画に沿って老朽化した公園遊具を撤去及び更新するものでございます。

目4公園事業費、節12委託料につきましては、総合公園南側道路の法線、東側道路の水路の暗渠化及び旧環境センター跡地の駐車場化のために設計変更を行うものでございます。

114ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、節10需用費、消耗品費につきましては、町地域防災計画の災害備蓄目標数の改定により5年をめぐりに災害用備蓄資材等を追加補充するものであります。また、節12委託料のうち風速雨量計更新等委託料につきましては、庁舎屋上に設置しております観測機器の検定期限到来に伴う更新費用でございます。

116ページをお願いいたします。

節14工事請負費につきましては、災害時の迅速な避難所の立ち上げを目的として優先度などを勘案し、小学校の敷地内に3年間の計画で防災備蓄倉庫を整備するものであります。また、節17備品購入費は、町地域防災計画の災害備蓄目標数の改定により仮設トイレを購入するものでございます。

122ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節14工事請負費のうち小学校特別教室等空調設備設置工事費につきましては、感染症の予防と熱中症対策の両立、健康で快適な学習環境を確保するため、空調設備を整備するものでございます。

124ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節13使用料及び賃借料のうち学習支援ソフト使用料及び授業支援システム使用料につきましては、教育ICT環境の充実や今後の学習活動を支えるために専用ソフトを導入するものでございます。

126ページをお願いいたします。

項2中学校費、目1学校管理費、節14工事請負費のうち中学校特別教室等空調設備設置工事費につきましては、小学校費と同様でございます。

目2教育振興費、節1報酬のうち学校司書報酬2名につきましては、文部科学省策定の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、各中学校区に学校司書を新たに配置し、学校図書館の充実と一層の利用促進を図るものでございます。

128ページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料のうち授業支援システム使用料及び学習支援ソフト使用料につきましても、小学校費と同様でございます。

130ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節12委託料の最後の斑鳩幼稚園南園舎解体及び北園舎改修工事実施設計委託料は、耐震基準を満たしていない南園舎の解体や電気設備の移転及び北園舎のトイレ等改修工事の実施設計を行うものでございます。また、節14工事請負費のうち太田幼稚園北園舎解体等工事費は、耐震基準を満たしていない北園舎を解体するもので、跡地の一部は太田学童保育園のプレハブ保育室の設置に活用する予定でございます。

134ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目2公民館費、節13使用料及び賃借料のうち文化会館使用料につきましては、コロナ禍で密を避けて安全に事業を実施するため、例年各地区公民館で実施している学習発表会の芸能部門を中ホールにおいて4館合同で実施するもの、及び令和3年度に引き続き高齢者大学一般教養講座を大ホールで実施するものでございます。

136ページをお願いいたします。

目5文化財保護費、節11役務費、手数料のうち商標登録料につきましては、町マスコットキャラクターぼうじいのブランド価値を保護するための商標登録出願料及び商標登録料でございませぬ。

138ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち文化財保存整備費等補助金につきましては、斑鳩寺庫裏保存修理補助金等でございます。平成28年度から進めてきた本事業は、令和4年度をもって終了する予定でございます。

140ページをお願いいたします。

目6図書館費、節14工事請負費につきましては、経年劣化に伴い自動ドアの駆動部品を交換するなどの工事でございます。

目7会館管理費、節10需用費、修繕料につきましては、大ホール舞台上部にありますスプリンクラーなどを修理するものでございます。

142ページをお願いいたします。

節12委託料の中ほどにございますあすかホール文化振興協会委託料は、聖徳太子1400年プロジェクト事業に関連して現代音楽劇や伝統芸能など聖徳太子に関する公演などの費用を増額して計上しております。また、文化会館外壁調査委託料につきましては、建築基準法の改正により3年に1回の外壁の全面調査が義務づけられたため、これに対応するものでございます。節14工事請負費は、令和3年度に実施を予定しておりました高圧電気ケーブルの更新工事費でございますが、コロナ禍で資材不足や需給の逼迫が長期化し年度内発注の見通しが立たないため、補正予算で減額した上で再度計上するものでございます。

144ページをお願いいたします。

目8歴史資料館費、節7報償費、歴史講座講師謝礼につきましては、聖徳太子1400年プロジェクト事業に関連した企画展に併せて特別歴史講座を開催するものであります。また、節10需用費、修繕料につきましては、八角堂天窓の雨漏りを修理するものでございます。節12委託料の中ほどにございます外壁調査委託料につきましては文化会館と同様でありまして、収蔵資料修復委託料は松田山古墳出土の鉄製品資料について修復や保存処理を施すものでございます。また、展示品デジタルデータ作成委託料及び展示品輸送作業等委託料につきましては、聖徳太子1400年プロジェクト事業に関連した企画展で調査、借用する指定文化財等の資料に係る高精細なデータ作

成と専門業者による運搬経費でございます。

150ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費、節12工事請負費につきましては利用者に配慮した時計の増設、節17備品購入費は破損した得点板、ダンベル等の運動用具を更新するものでございます。

目3総合公園管理費、節14工事請負費につきましては、平成18年度に開催されましたのじぎく兵庫国体の少年男子ラグビーフットボール競技大会の記念植樹を明示するオブジェを看板に更新するものでございます。また、節17備品購入費につきましては、修理不能となりました陸上競技場の乗用型草刈機を更新するものでございます。

152ページをお願いいたします。

目4給食センター費、節12委託料の下から2行目でございますが旧センター解体工事設計業務委託料につきましては、旧庁舎や児童館などと同様に移転後の建物の解体設計を委託するものであります。また、給食費管理システム構築委託料は、給食会計の公会計化に向けた調査等に時間を要したことから、補正予算で減額した上で令和5年4月の開始に向けて再度計上するものでございます。

154ページをお願いいたします。

款13予備費につきましては、感染症対策や災害など突発的かつ想定外の事案に備え3,000万円を計上しております。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人につきましては、コロナ禍における国、地方の経済対策や経済情勢に鑑み、個人所得の下げ止まりが見込まれることから前年度比4,816万5,000円増の16億1,626万5,000円としております。

目2法人1億3,240万円につきましては、前年度比480万円の減としております。これはコロナ禍から企業業績の回復による現年課税分1,070万円の増加と、徴収猶予特例の終了に伴う滞納繰越分1,550万円の減少を見込んだことによるものでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税19億99万2,000円につきましては、前年度比6,969万5,000円の減としております。これは令和4年度が評価額の据置年度であり、新築家屋分と合わせて現年課税分を1,527万8,000円の増と、徴収猶予特例の終了に伴う滞納繰越分8,280万円の減少を見込んだことなどによるものでございます。

項3軽自動車税、目2種別割1億801万5,000円につきましては、前年度比570万4,000円の増としております。主に四輪の自家用乗用車、貨物車について、従来税率から標準税率適用車両への移行が進んでいる状況によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

項4町たばこ税、目1町たばこ税1億9,179万7,000円につきましては、前年度比189万7,000円の増としております。販売本数は減少傾向にありますが、令和3年10月の税率改正による増収を見込んだものでございます。

款2地方譲与税から18ページにまたがりまして款12交通安全対策特別交付金までの各種譲与税、税交付金、地方交付税につきましては、国が示す地方財政計画や近年の決算状況、景気動向などを考慮した伸び率等により見込んでおります。

20ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目4教育使用料、節4保健体育使用料のうち町民グラウンド使用料71万4,000円につきましては、ナイター設備の設置に伴う使用時間及び料金見直しに

よる増収を見込んでおります。

24ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金730万円につきましては、マイナポータルを活用したオンライン申請基盤構築事業に係る補助金で補助率は2分の1でございます。節2戸籍住民基本台帳費補助金のうちマイナポイント利用環境整備事業補助金303万7,000円につきましては、マイナポイント第2弾に係る消耗品費、人件費、広告費等の補助金で補助率は10分の10でございます。

目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金の中ほどにございます子ども・子育て支援整備交付金3,724万4,000円につきましては、歳出で申し上げました太田学童保育園プレハブ保育室設置事業に係る補助金で補助率は6分の4であります。また、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金は、保育所型の認定こども園の新設事業に係る補助金で補助率はそれぞれ2分の1であります。そして、保育士等処遇改善臨時特例交付金1,607万1,000円は、保育士や放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る補助金で補助率は10分の10でございます。

目3衛生費国庫負担金、節1保健衛生費補助金のうち新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,179万3,000円につきましては、歳出で申し上げましたワクチン接種に係る事務費に対する補助金で補助率は10分の10でございます。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち都市計画道路整備費補助金5,000万円につきましては、網干線の整備及び沖代線の舗装修繕工事に対する補助金で補助率は2分の1でございます。

26ページをお願いいたします。

目6教育費国庫補助金、節1学校費補助金のうち学校施設環境改善交付金4,733万5,000円につきましては、小・中学校の特別教室等への空調設備設置工事に対する補助金で補助率は3分の1でございます。

30ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費補助金の中ほどにございます子ども・子育て支援整備交付金931万1,000円は、先ほど申し上げましたように太田学童保育園プレハブ保育室設置事業に係る補助金でございまして補助率は6分の1でございます。

目4農林水産業費補助金、節1農業費補助金のうち農業経営スマート化促進事業補助金は、歳出で申し上げました雇用就農者の受入れに取り組む法人の機械導入費支援を対象としたもので補助上限額の400万円を計上しております。

32ページをお願いいたします。

項3委託料、目1総務費委託料、節3選挙費委託料1,838万1,000円につきましては、令和4年度に執行予定の参議院議員通常選挙及び令和5年度に執行予定の兵庫県議会議員選挙の委託金でございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金のうち債券運用配当金96万3,000円につきましては、財政調整基金で運用している地方債2億円の配当金でございます。

34ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金として4億円を計上しております。

款19繰入金、項1基金繰入金、目2ふるさと応援基金繰入金につきましては、令和4年度のふるさと納税の準備費等に充当する経費のほか、基金を財源として活用する事業費を合わせまして4億5,523万2,000円を繰り入れるものでございます。

目3交通安全対策基金繰入金327万3,000円は、歳出で申し上げた区画線補修工事のほか交通安全施設の修理などに基金を活用するものでございます。

36ページをお願いいたします。

款21諸収入、項3雑入、目2雑入、節1総務費雑入の最後の自治総合センターシンポジウム助成事業助成金300万円につきましては、聖徳太子1400年シンポジウムの採択を見込んで計上しております。

38ページから40ページにかけてを御覧いただけますでしょうか。

款22町債、項1町債、目1農林水産業債、節1土地改良事業債2,440万円につきましては、岩見構下地区ほ場整備事業、向池耐震化整備事業、西脇・広坂地区ほ場整備事業及び岩浦水路改修事業に係るもので充当率はいずれも90%でございます。

目2土木債、節1土木管理事業債400万円は、丹生山の急傾斜地崩壊対策事業に係るもので充当率は100%でございます。節2道路橋りょう事業債4,660万円は、網干線外道路の整備及び中道跨線橋の修繕工事に係るもので充当率はいずれも90%でございます。節3都市計画事業債400万円は、太田公園のトイレ改修事業に係るもので充当率は100%でございます。

目3消防債、節1消防防災設備整備事業債640万円は、防災備蓄倉庫整備事業に係るもので充当率は100%でございます。

目4教育債、節1学校建設事業債1億4,220万円は、小・中学校の特別教室等への空調設備整備事業に係るもので充当率はいずれも75%でございます。

目5臨時財政対策債3億700万円は、地方財政計画による税収等の見込みに応じたもので充当率は100%でございます。なお、地方債につきましては6ページの第2表で限度額などを定めております。

以上で議案第15号令和4年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時22分）

（再開 午後2時27分）

○議長（中島貞次） 再開します。

~~~~~

## 日程第22 議案第16号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

○議長（中島貞次） 日程第22、議案第16号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第16号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

令和4年度国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を33億3,880万1,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税5億7,317万4,000円、県支出金24億8,300万円、繰入金2億6,851万2,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費4,913万8,000円、保険給付費23億9,162万7,000円、国民健康保険事業費納付金8億6,557万1,000円、保健事業費2,026万3,000円等であります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 議案第16号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

それでは、歳出から説明いたします。

13ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費4,424万3,000円につきましては、職員の人件費や国民健康保険事業の運営に必要な物件費等の経費であります。節12委託料において国民健康保険システム改修委託料として297万円を計上しておりますが、こちらは税制改正に対応するものとして未就学児に係る国民健康保険税の軽減の実施等に伴うシステム改修委託料であります。目1一般管理費全体では、前年度に比べて475万8,000円の減となっております。

15ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費から17ページの項5葬祭諸費につきましては、平成30年度からスタートいたしました国保制度改革により保険給付費に必要な費用を県が交付金として措置することとなったこととございまして、県の特別会計予算の歳出との調和を図るものとして同額を計上しております。款2保険給付費全体では23億9,162万7,000円で、前年度より3,897万6,000円の増となっております。

17ページをお願いいたします。

款3国民健康保険事業費納付金につきましては、県が国保財政運営の責任主体として県下の市町村ごとの被保険者数や所得水準等を考慮した上で決定する納付金であります。県が算定した金額を医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に区分し計上しております。納付金の総額は8億6,557万1,000円で、前年度より5,364万6,000円の減となっております。

19ページをお願いいたします。

款4保健事業費、項2特定健康診査等事業費1,862万7,000円は、平成20年度より医療費適正化の総合的な推進として40歳から74歳までの被保険者を対象に実施が義務づけられました特定健康診査、特定保健指導に係る経費やヘルスアップ事業として実施する未受診者対策や糖尿病性腎症重症化予防対策に係る経費でございます。前年度より17万8,000円の減となっております。

続いて、歳入をお願いいたします。

7ページをお願いします。

款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税のうち節1医療給付費分現年課税分については3億6,898万6,000円、節2後期高齢者支援金分現年課税分については1億2,780万2,000円、節3介護納付金分現年課税分については4,253万5,000円を計上しております。目1一般被保険者国民健康保険税全体では5億7,277万7,000円で、前年度より29万7,000円の増となっております。

目2退職被保険者等国民健康保険税は、現在退職被保険者等はゼロ人ではありますが、遡及して国保加入するケースもありますのでこれを踏まえて算出しており、全体で39万7,000円を計上しております。前年度より18万円の減となっております。

9ページをお願いいたします。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金のうち節1普通交付金は、国保制度改革により県から交付される保険給付費に要する費用として23億9,157万6,000円、節2特別交付金は、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の3分の2相当分の国県負担金など、市町村に

交付される各種公費として節全体で9,142万4,000円を計上しております。目全体では24億8,300万円となっております。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金2億3,628万9,000円は、保険基盤安定繰入として保険税軽減分と保険者支援分1億6,112万3,000円、未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減実施に伴う繰入として160万円、職員給与等繰入として総務費の人件費及び物件費相当額4,622万1,000円、出産育児一時金等繰入として出産育児一時金の3分の2に当たる700万円、普通交付税に算入される財政安定化支援事業繰入として1,020万6,000円を計上しております。また、その他一般会計繰入金として1,013万9,000円を計上しておりますが、これは地方単独事業の実施、いわゆる福祉医療の実施に伴い国保の国県支出金が減じられていることについてこの影響額分を一般会計から繰り入れるものです。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、保険料負担の激変を緩和するため3,222万3,000円を計上しております。

款6繰越金、目1繰越金は、令和3年度決算の剰余金を令和4年度に繰り越すもので、国保制度改革後の決算状況を勘案し1,000万円を計上しております。

会計全体の歳入歳出総額は33億3,880万1,000円で、前年度と比較いたしますと1,927万6,000円の減となっております。

以上で令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第17号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

○議長（中島貞次） 日程第23、議案第17号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第17号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

令和4年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を25億9,139万7,000円と定めるものであります。

歳入につきましては、保険料6億7,354万8,000円、国庫支出金5億23万4,000円、支払基金交付金6億5,778万4,000円、県支出金3億5,070万8,000円、繰入金4億577万8,000円等を計上しております。

歳出につきましては、総務費5,463万8,000円、保険給付費23億7,960万5,000円、地域支援事業費1億1,741万9,000円等を計上しております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 議案第17号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

初めに、本会計の特定財源につきましては国県支出金のほか、その他としまして支払基金交付金、一般会計繰入金等を充当し、一般財源は第1号被保険者保険料で賄うべきものとしております。歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ25億9,139万7,000円を計上し、前年度比で

4.9%の増となっております。

それでは、歳出から説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、介護保険事務職員4名分の人件費及び事務経費、令和5年度に策定予定の次期老人福祉計画・介護保険事業計画に係る準備経費、国県負担金等を伴う介護保険事業費に認められていない経費など、全体で3,263万9,000円を計上しております。

目2連合会負担金につきましては、国民健康保険団体連合会へ支払うべき負担金42万4,000円を計上しております。

16ページをお願いします。

項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、介護保険料納付書等の郵送料など、賦課徴収を行うための費用として243万4,000円を計上しております。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会の委員報酬など、全体で322万5,000円を計上しております。

目2認定調査等費につきましては、介護認定調査員4名分の報酬や主治医意見書作成手数料など、全体で1,591万6,000円を計上しております。

款2保険給付費につきましては総額で23億7,960万5,000円を計上し、項1介護サービス等諸費には22億605万6,000円、18ページに移りまして項2介護予防サービス等諸費には6,539万8,000円を計上しております。

項3その他諸費につきましては、審査支払手数料として202万7,000円を計上しております。

また、項4高額介護サービス等費には4,836万8,000円を計上しております。

20ページをお願いいたします。

項5高額医療合算介護サービス等費には944万8,000円、項6市町村特別給付費には45万円、項7特定入所者介護サービス等費には4,785万8,000円を計上しております。

款3地域支援事業費につきましては、26ページにまで及びますが、項1介護予防・生活支援サービス事業費から項3その他諸費までがいわゆる総合事業、項4包括的支援事業・任意事業費が総合事業以外となっております。

20ページに戻っていただきまして、項1介護予防・生活支援サービス事業費につきましては4,378万5,000円を計上しております。

22ページをお願いいたします。

項2一般介護予防事業費につきましては、もの忘れ相談謝礼のほか介護予防教室、介護予防事業に係る委託料など、全体で1,333万3,000円を計上しております。

項3その他諸費につきましては、審査支払手数料として11万9,000円を計上しております。

項4包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費につきましては、合計で3,799万6,000円を計上しております。地域包括支援センター職員4名分の人件費、そして総合相談窓口業務に係る委託料に加え、要支援認定を受けた方の介護予防サービス計画を作成する際に活用するモバイル端末の借料などを計上しております。

目2任意事業費につきましては安心見守りコール事業の委託費や高齢者見守り端末機器の購入費用等助成金など616万2,000円を計上しております。

26ページをお願いします。

目3在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、たつの市・揖保郡医師会への委託料や講演会講師への謝礼など37万1,000円を計上しております。

目4生活支援体制整備事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう配置している生活支援コーディネーターについて令和3年度に引き続き社会福祉協議会に委託する費用693万6,000円を計上しております。

目5認知症総合支援事業費につきましては、職員1名分の人件費や認知症地域支援・ケア向上事業費など、全体で839万円を計上しております。

目6地域ケア会議推進事業費につきましては、講師謝礼など32万7,000円を計上しております。

款4基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金として3,332万8,000円を計上しております。前年度比で5,737万8,000円の減となりますが、介護給付費の増によるものであり、一般会計でいう財政調整基金のような財源調製の役割を担っております。

款5公債費につきましては、平成30年度まで予算計上しておりました一時借入金利子について介護給付費の大幅な増などの有事に備え再度予算計上するものでございます。

28ページをお願いいたします。

款6諸支出金につきましては、介護保険料過誤納付還付金として80万円、款7予備費につきましては500万円を計上してあります。

続きまして、歳入について説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、現年度分では特別徴収対象者8,652人分、6億3,939万4,000円、普通徴収対象者493人分、3,274万7,000円、滞納繰越分では140万7,000円を計上しております。

款2分担金及び負担金、項1負担金、目1認定審査会負担金につきましては、兵庫県から依頼のありました40歳から64歳までの医療保険未加入者における介護認定審査等経費の実費収入として9,000円を計上しております。

目2介護予防事業負担金につきましては、通所介護予防短期集中事業への参加負担金15万円を計上しております。

款3使用料及び手数料、項1手数料、目1総務手数料につきましては、介護保険サービス事業者を指定する際の申請等手数料など10万1,000円を計上しております。

目2地域支援事業手数料につきましては、兵庫県国民健康保険団体連合会から介護予防サービスプラン作成収入として289万3,000円を計上しております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた4億4,067万9,000円を計上しております。

項2国庫補助金、目1調整交付金につきましては、人口推計等を基に算定した交付割合0.61%を乗じた1,486万円を計上しております。

目2地域支援事業交付金（総合事業）、目3地域支援事業交付金（総合事業以外）につきましては、対象経費にそれぞれ定率の補助率を乗じた額、合わせて3,347万3,000円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

目4保険者機能強化推進交付金、目5保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援・重度化予防、介護予防等に必要な取り組みに基づく交付金で、それぞれ557万3,000円、564万9,000円を計上しております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた6億4,237万1,000円を計上しております。

目2地域支援事業交付金につきましては、歳出で申し上げた総合事業の対象経費に定率の負担割合を乗じた1,541万3,000円を計上しております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた3億3,254万5,000円を計上しております。

項2県補助金、目1地域支援事業交付金（総合事業）、目2地域支援事業交付金（総合事業以外）につきましても、対象経費にそれぞれ定率の補助率を乗じた額、合わせて1,816万3,000円を計上しております。

款7財産収入につきましては、介護給付費準備基金預金利子として17万円を計上しております。

款8繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、一般会計が負担すべき費用3億9,997万8,000円を計上し、12ページにございます項2基金繰入金につきましては予備費及び過年度の介護保険料過誤納付還付金の財源として合計580万円を計上しております。

次に、4ページをお願いいたします。

令和6年度を初年度とする3か年の老人福祉計画・介護保険事業計画策定事業について、令和4年度から令和5年度の2か年で債務負担行為を設定し、上限額を500万円と定めております。

最後に1ページをお願いします。

第4条において、歳出予算の流用条件として保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を可能にすべく新たに条文を定めております。

以上で議案第17号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第24 議案第18号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（中島貞次） 日程第24、議案第18号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第18号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

令和4年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を5億1,754万7,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料3億8,473万5,000円、繰入金1億1,017万9,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費2,904万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金4億8,214万5,000円であります。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 議案第18号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、後期高齢者医療事務職員3名分の人件費、被保険者証郵送料など、合わせて2,692万5,000円を計上しております。節2 給料におきましては、令和3年度より実施の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に伴い、町民課に配置する保健師等の給料の一部は委託金として広域連合が支払うこととなっておりますということでございます。節11 役務費につきましては、令和4年10月より後期高齢者医療保険制度が改正され、従来の被保険者は1割、3割負担でございましたが、新たに2割負担が創設されるということでございまして、被保険者証を2回送付することとなるため、2回目の送付分の郵送料も計上しております。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務的経費で保険料決定通知書等の郵送料、コンビニ収納代行手数料や死亡等に伴う過誤納付還付金など合わせて212万円を計上しております。

款2 項1 目1 後期高齢者医療広域連合納付金は、4億8,214万5,000円を計上しております。節11 負担金、補助及び交付金であります。後期高齢者医療広域連合保険料納付金は歳入で計上している後期高齢者医療保険料を広域連合に納めるための費用で3億8,473万5,000円を計上しております。また、過年度分の保険料納付金につきましては940万円を計上しております。後期高齢者医療広域連合分賦金は、広域連合が事業運営を行うために県内の市町が納める費用で1,304万4,000円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

保険基盤安定繰入金納付金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するために一般会計から繰り入れた後に広域連合に納付するもので7,486万6,000円を計上しております。後期高齢者医療広域連合延滞金納付金は、広域連合に納付する延滞金を10万円計上しております。

款3 保健事業費、項1 保健事業費、目1 保健事業費は、令和3年度より実施の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に伴う保健師等の報酬並びに特定健診委託料や歯科検診委託料など、合わせて585万7,000円を計上しております。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業につきましては令和4年度から事業内容を変更してございまして、栄養士と歯科衛生士の報酬等につきまして579万6,000円の減額となっております。

款4 予備費、項1 予備費、目1 予備費としまして、50万円を計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 後期高齢者医療保険料は、特別徴収分2億7,279万円、普通徴収分1億1,144万5,000円、滞納繰越分50万円、全体で3億8,473万5,000円を計上しております。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料は、後期高齢者医療保険料の督促手数料として4万円を計上しております。

款3 広域連合支出金、項1 広域連合補助金、目1 保健事業補助金は、後期高齢者健診事業補助金等として413万5,000円を計上しております。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金、合わせて1億1,017万9,000円を計上しております。

款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は、前年度の保険料納付金として940万円を計上しております。

款6 諸収入、項1 延滞金加算金及び過料、目1 延滞金は、後期高齢者医療保険料の延滞金とし

て10万円を計上しております。

項2町預金利子、目1町預金利子は、金融機関預金利子として1,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。

項3雑入、目1雑入は、広域連合からの過年度分の保険料納付金の返還金等50万円、保険料の還付未済金1,000円、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託金として845万6,000円を計上しております。

以上で議案第18号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第25 議案第19号 令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（中島貞次） 日程第25、議案第19号令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第19号令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について説明を申し上げます。

令和4年度墓園事業特別会計の歳入歳出予算の総額を1,192万6,000円と定めるものであります。

歳入の内容としましては、使用料及び手数料1,044万5,000円等であります。また、歳出につきましては、墓園事業費1,192万6,000円を計上しております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 議案第19号令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算についての詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

款1墓園事業費でございますが、目1一般管理費につきましては墓所使用者管理に係る費用でございます。内訳につきましては、事務経費として需用費と役務費に16万5,000円、墓園管理システム利用料として99万円、墓所返還還付金として440万円を計上しております。

目2墓園管理費は、墓園の維持管理に係る経費でございます。節12委託料のうち清掃業務委託、車止め開閉業務委託につきましては、シルバー人材センターを予定しております。樹木維持管理委託料は、薬剤防除、生け垣の剪定等でございます。委託料としまして608万5,000円の計上をしております。

次に歳入の説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料につきましては、墓園永代使用料7基分としまして420万円の計上をしております。

項2手数料、目1墓園手数料につきましては、年間管理料910基分としまして624万5,000円を計上しております。

また、款3繰入金でございますが、一般管理費に充当される歳入の不足分を補うため、一般会

計繰入金としまして135万3,000円を計上しております。

以上で令和4年兵庫県太子町墓園事業特別会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第26 議案第20号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長（中島貞次） 日程第26、議案第20号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第20号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

令和4年度水道事業会計におきます第3条の収益的収入は5億3,558万5,000円とし、営業収益は4億3,444万7,000円を見込んでおります。一方、収益的支出における事業費用については5億1,044万8,000円とし、支出の大半を占めます営業費用は4億9,366万2,000円を見込んでおります。

次に、第4条予算の資本的支出につきましては、建設改良費4億7,951万3,000円、企業債償還金5,239万9,000円等、支出総額8億3,791万2,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において工事負担金10万円、企業債2億4,625万円等を予定しております。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億9,156万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億9,156万2,000円で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第20号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計予算について詳細説明を申し上げます。

予算書1ページの議案第3条には収益的収入及び支出の予定額、第4条には資本的収入及び支出の予定額を表記しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

内容につきましては、3ページ及び4ページの予算実施計画と20ページ以降の予算内訳明細に記載しており、後ほど詳細を説明いたします。

戻りまして、2ページの第5条は企業債の限度額に関する事項で、令和4年度は2億4,625万円としております。第7条は流用に議決を要する経費として職員給与費を、第8条では一般会計からの補助金の額を、第9条では棚卸資産の購入限度額を定めております。

5ページを御覧ください。

令和4年度中の資金の増減を示す予定キャッシュ・フロー計算書でございます。金額は消費税及び地方消費税を除くもので、予算どおり執行した場合の期末残高は203万4,000円減少する見込みでございます。

次に、6ページから9ページは給与費明細書であります。人件費の総額は前年度比で382万3,000円の減少となっております。

次に、10ページは令和5年度までの導水施設整備に係る債務負担行為でございます。

11ページは、令和4年度末の資産・負債及び資本の状況を示す予定貸借対照表でございます。

次に、15ページは令和3年度決算見込みに基づく予定損益計算書であります。1億5,088万円の営業損失に対しまして、営業外収益における1億9,096万6,000円の利益を加味した結果、4,008万6,000円の経常利益となり、特別利益、特別損益を加えた当年度純損益は3,990万4,000円の利益を見込んでおります。

続きまして、20ページの予算内訳明細について御説明をいたします。

収益的収入は、款1事業収益の総額を5億3,558万5,000円とし、項1営業収益は4億3,444万7,000円としております。

目1給水収益は3億9,634万6,000円、有収水量は341万5,228立方メートルと見込んでおります。

次に、21ページの支出の部を御覧ください。

款1事業費用の総額を5億1,044万8,000円とし、項1営業費用は4億9,366万2,000円でございます。

目1原浄水費の節10委託料は、吉福・老原浄水場の運転管理の保守経費がなくなったため前年度比1,341万4,000円減の1,236万7,000円でございます。

22ページを御覧ください。

目2配水費の節3委託料は、水道施設管理システムの保守費用及びシステムデータの更新費用など561万円は、更新データ量の増加により前年度比で59万2,000円の増でございます。

次に、目3給水費の節9委託料1,786万3,000円は、検定満了メーター数の減により178万4,000円の減となっております。

23ページを御覧ください。

目4総係費の節10通信運搬費168万5,000円につきましては、システムリモート回線の廃止により12万9,000円の減となっております。

目5減価償却費2億2,944万円は、管路の更新工事の完成が次年度となるものが多く前年度比1,101万円の減となっております。

24ページを御覧ください。

項2営業外費用は、企業債利息等1,328万6,000円を計上しております。

次に、25ページを御覧ください。

款1資本的収入の総額は、5億4,635万円としております。

項2企業債2億4,625万円は、2ページの議案第5条で御説明いたしました導水施設整備事業及び配水施設整備事業に係るもので前年度比1億1,865万円の増でございます。

項3投資有価証券償還受入金3億円は、定期の低金利を受け、債券での運用による償還金の受入れであり、昨年度比2億5,000万円の増でございます。

次に、26ページを御覧ください。

款1資本的支出の総額は、8億3,791万2,000円であります。

項1建設改良費、目1水源整備費3億2,200万円は、吉福水源地から老原浄水場へ原水を送水するための施設整備に係る施工監理業務として節1委託料に900万円、節2工事請負費に3億1,300万円を計上しております。

目2配水施設改良費1億3,909万3,000円は、節1委託料に工事発注支援業務委託等で2,219万3,000円、節2工事請負費に糸井地内配水管理設工事等1億1,690万円を計上しております。

目3固定資産購入費1,842万円は、老原浄水場のポンプ等の更新、公用自動車購入、インボイス対応水道料金システム改修等に係る費用を計上しております。

項2企業債償還金には、既発債に係る償還元金として5,239万9,000円を計上しております。な

お、企業債の現在高につきましては27ページの調書のとおり、今後の発行、償還見込額を反映した結果、令和4年度末時点で10億3,843万8,000円となる見込みでございます。

以上で令和4年度兵庫県太子町水道事業会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第27 議案第21号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

○議長（中島貞次） 日程第27、議案第21号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第21号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について説明を申し上げます。

令和4年度下水道事業会計におきます第3条の収益的収入は11億7,197万8,000円とし、営業収益は5億1,839万3,000円を見込んでおります。一方、収益的支出における下水道事業費用については12億1,732万6,000円とし、支出の大半を占めます営業費用は10億6,555万3,000円を見込んでおります。

次に、第4条予算の資本的支出につきましては、建設改良費6億5,030万円、企業債償還金9億5,178万4,000円等、支出総額16億308万4,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において受益者負担金700万円、他会計出資金5億1,738万5,000円、補助金1億9,420万円、企業債5億1,440万円等を予定しております。

次に、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億7,009万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第21号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について詳細説明を申し上げます。

予算書1ページの議案第3条及び第4条を御覧ください。

第3条には収益的収入及び支出の予定額を、第4条には資本的収入及び支出の予定額を、款、項ごとに表記をしております。これらの内容は3ページ及び4ページの予算実施計画と20ページ以降の予算内訳明細に記載しており、詳細につきましては後ほど御説明を申し上げます。

戻りまして、2ページの第5条では企業債に関する事項を定めております。内訳は公共下水道事業、流域下水道事業、資本費平準化債で限度額は合わせて5億1,440万円でございます。第7条では流用に議決を要する経費として職員給与費3,925万7,000円、第8条では一般会計からの補助金2億9,336万9,000円、第9条では棚卸資産の購入限度額を100万円と定めております。

5ページを御覧ください。

令和4年度中の資産の増減を示す予定キャッシュ・フロー計算書でございます。金額は消費税及び地方消費税を除くもので、予算どおり執行した場合の期末残高は1億726万6,000円減少する見込みでございます。

次に、6ページから9ページの給与費明細書につきましては、職員人件費の内訳であります。前年度比で129万円の増額となっております。

次に、10ページは債務負担行為に関する調書でございます。兵庫西流域下水汚泥処理委託事業に係る償還負担金を設定しております。

次に、11ページ、12ページは令和4年度末の資産・負債及び資本の状況を示す予定貸借対照表でございます。13ページ、14ページの注記表は予算に関する説明事項を列挙したものでございます。

次に、15ページは令和3年度決算見込額に基づく予定損益計算書であります。5億1,541万7,000円の営業損失に対しまして、営業外収支における5億2,357万円の利益を加味した結果、815万3,000円の経常利益となり、特別利益・特別損失を加えた当年度純利益は740万3,000円を見込んでおります。

次に、20ページの予算内訳明細について御説明を申し上げます。

キャッシュ・フロー計算書や損益計算書などの財務諸表は税抜きの表記ですが、予算額については税込みで表記をしております。

まず、収益的収入では款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料、節1下水道使用料は5億893万9,000円、有収水量は331万5,000立方メートルを見込んでおります。また、節2前処理場使用料については577万5,000円、有収水量は2万1,000立方メートルを見込んでおります。

目2他会計負担金、節1一般会計負担金224万1,000円は、雨水処理に対する利払金等の負担金として地方公営企業繰出基準に基づく繰入金でございます。

次に、項2営業外収益、目1他会計負担金、節1一般会計負担金1億3,909万7,000円については、営業収益における一般会計負担金と同様に地方公営企業繰出基準に基づき繰入れを行うものでございます。

また、目2他会計補助金、節1一般会計補助金は、汚水処理関連の減価償却費などに係る補助金2億9,336万9,000円でございます。

次に、21ページの支出の部を御覧ください。

まず、目1管渠費、節9委託料1,023万7,000円につきましては、下水道施設の機能維持を図るため、点検・清掃費用として下水道管洗浄等委託料やマンホールポンプ点検監視委託料等でございます。

次に、目2処理場費、節6委託料5,369万3,000円は、前処理場運転管理業務委託費用、終末処理場生汚泥搬入施設維持管理業務委託費用が主な内容でございます。

次に、22ページのみ3流域維持管理経費につきましては、揖保川浄化センターに係る維持管理経費と前処理場で発生した生汚泥の焼却費用等を合わせて2億8,796万円を計上しております。

次に、目4総係費、節11委託料につきましては、投資財政計画策定に係る支援業務を委託するためなどに680万8,000円を計上しております。

次に、目5減価償却費6億1,323万8,000円は、前年度比304万2,000円の増となっております。

次に、24ページ、資本的収入の部を御覧ください。

款1資本的収入、項2他会計出資金、目1他会計出資金、節1一般会計出資金5億1,738万5,000円は、地方公営企業法の繰出基準に基づく一般会計の負担額であります。

項3補助金、目1国庫補助金、節1国庫補助金1億9,420万円は、雨水1.4号幹線に係る整備工事関連及びマンホールポンプ更新などに係る社会資本整備総合交付金（防災・安全）であります。

次に、25ページの支出の部を御覧ください。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設整備費、節1委託料2,650万円は、雨水1.4号幹線

整備工事に伴う工事監理業務、立岡幹線管更正工事に係る資材単価調査、下水道工事に伴う工事発注支援業務委託でございます。節2工事請負費5億5,410万円は、雨水1.4号幹線整備工事、老朽化対策としてマンホールポンプ更新工事とマンホール蓋の更新工事、国道179号バイパス下水道管布設工事などでございます。節3補償費70万円は、雨水1.4号幹線整備事業に伴う水道設備の仮設に係る管理補償でございます。

最後に、項2企業債償還金として下水道事業分と前処理場事業分を合わせて9億5,178万4,000円を計上しております。

なお、企業債の現在高につきましては26ページの調書のとおり、令和4年度末時点で3億8,058万4,000円減少し、83億4,259万8,000円となる見込みでございます。

以上、令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

2月25日から3月2日まで議案調査等のため休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、2月25日から3月2日まで本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は3月3日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午後3時30分）